

## 令和2年第8回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

### 1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

### 1、本日の欠席議員（0名）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田克浩 次長 加藤淳子  
 班長兼副主幹 須田益巳

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	まちづくり推進課長	佐藤喜仁
商工政策課長	齋藤和幸	観光課長	今野伸二
健康推進課長	須田美奈	福祉課長	三浦純
農林水産課長	佐藤孝司	学校教育課長	菊地新吾

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和2年12月2日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから日程事項に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに1番齋藤光春議員の一般質問を許します。1番。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） おはようございます。二日目、一般質問の最初の質問をさせていただきます。

時間が限られていますので、私の方でも気をつけますけども、答弁の方もぜひ簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、1番の道路標示板についてであります。

議会政策検討会議の検討を経て、今年3月に「議会からの政策提案」が提出されました。その政策提案の中の観光振興に関連して、『案内看板をはじめ観光客等への情報提供不足との声が多く、案内看板の見直しや設置個所の再検討、観光情報提供・発信拠点の見直しや整備による充実強化が必要』と提案されています。市長へも関係部課署から報告があったと思います。

昨年度より、観光スポットへの案内標示板が整備され、本市への来訪者にとって大変分かりやすくなったように感じます。

しかし、観光案内板は整備されたのですが、象潟北部工業団地への標示板はなく、道案内を依頼されたことがあります。また、金浦の工業団地の看板は、防風ネットの陰に隠れて見にくいようです。他の市町村では、幹線道路からの入り口等には必ず標示板が掲げられています。そこで質問いたします。

(1)北部工業団地への幹線道路からの入り口に方向を示す看板を設置する考え、金浦工業団地の看

板位置等を改善する考えはないか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。それでは、私から本日の1番目の齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1番目の道路標示板についての(1)ですが、北部工業団地、まず、両工業団地の概要についてですけれども、象潟北部工業団地については用地面積が約28haで昭和52年に分譲開始し、平成19年には全て分譲が完了しております。現在は、17社が立地しているという状況にあります。

また、金浦臨海工業団地は、用地面積約7haで平成2年に分譲を開始し、現在16社が立地し、二区画、約1万2,000㎡が未分譲となっております。

象潟北部工業団地については、昭和50年代に団地分譲を行った際に案内看板を設置していたのですが、旧象潟町時代に破損、撤去し、現在に至っているというところであります。

また、金浦臨海工業団地の看板については、御質問にもありましたが、国土交通省で国道7号線の暴風ネットを冬季の間以外も取り外ししないことになったことから、見えづらい状況になったことを認識しております。

ただ、両工業団地とも、ほぼ、企業の立地から何年も経過し、企業の知名度も定着していることから、現時点で必ずしも緊急的に看板が必要だというふうには判断しておりませんので、他の施設の看板設置や、他の事業との優先順位を踏まえながら、今後判断をしてみたいと考えております。

なお、金浦臨海工業団地の案内看板については、妨げている国道の防風ネットに関して、一部の箇所だけでもネットを取り外しできないものか所管する機関へ協議をしたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 昨日も同僚議員の方でお話がありましたが、にかほ市は旧仁賀保町を中心に、ものづくりの町として発展したところであります。特に製造業は、にかほ市の財政を支える大切な産業の一つでもあります。現存する企業のさらなる発展拡大の一助となるように、ぜひともにかほ市の特性を示す意味でも標示板の設置をしていただきたいと思いますと考えております。先ほど検討するということでしたので、早期の検討をなされただけであればありがたいのではないかと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番の事業執行についてであります。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として、国の交付金を活用した「にかほ市地域応援商品券 にかほっぺんクーポン」発行による年末年始の市内経済活性化を狙いとした事業を実施する補正予算が10月15日の令和2年第7回にかほ市議会臨時会において提案され可決されました。

市長の言うスピード感を持った施策として、議会終了後、可決した10月15日のうちに「にかほ市消費活性化事業のお知らせ『地域応援商品券 にかほっぺんクーポンを市民全員に無償配布します!』というパンフレットが、にかほ市新型コロナウイルス対策室から個々に配布されました。そのパンフレットは議会でも事業の本体予算が可決される前に印刷されていたものと考えられます。事

業執行は事業予算の可決が原則と考えます。そこで伺います。

(1)今回のクーポン発行にあたり、いつの時期に関係部門で検討が行われ、また、関係団体とどのような連絡調整を行って今回のような事業執行に至ったのか、市長の方に伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 2番目の御質問にお答えしたいと思います。

今回の消費活性化事業は、まず、地域経済の活性化と市民生活の応援、特に年末年始の出費の多い時期を見越した助成を狙いとして、さらには新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の第2次交付分と既存事業の使用状況をかながみながら交付金の最大限の有効活用という必要性から検討を始めております。

検討をした時期ですが、まずは9月早々に組織内にて骨子を固めております。9月9日に関係職員の打ち合わせを行い、9月10日に商工観光部長と商工会の会長との事前協議、この中で商工会への事業委託への内諾をいただいております。それを受け、9月17日には商工会担当職員と打ち合わせをし、9月25日に商工会より事業受託の際の予算確保のための仮見積り、これを受けながら予算化をしているところであります。

また、大量の郵便の発送になりますので、10月8日には本荘郵便局と打ち合わせをしています。

これらの事前協議の際は、全て議会の議決後の事業執行であることを条件に説明して進めております。

全戸配布チラシ、印刷を含む臨時議会以前に行われたことに対する御質問ですが、これらの事前調整に係る経費は、従来さまざまな目的に対応するために、当初予算からある程度配分されている業務遂行のための一般管理費を利用しております。なお、この一般管理費とは、連絡調整のための電話代、郵便代、資料作成のためのコピー使用料や紙代などで、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など、枠配分として予算を持っているものであります。ですので、今お話されたチラシについても、今回のチラシについては、一般管理費の中で庁舎内の地下にある輪転機を回して作成したものであります。そして、10月15日の臨時会にて予算認定後にチラシの配布、商工会に正式に見積りを依頼、契約を行っております。10月15日の臨時議会で佐藤治一議員の議案質疑でも説明をさせていただきましたが、この事業は繰り越しせず本年度中に事業終了する必要があり、清算事務などの関係から商品券使用期限を1月末としたところであり、市民や事業者への周知が遅れば遅れるほど、商品券使用期間が短くなり、市民の皆様にとって不便となることから、一日でも早く商品券の配布ができるよう配慮したものであります。いずれにしろ当該事業に関し、年末の景気浮揚と家計への一助として、かつ事業の年度内に終了させるための事業周知というぎりぎりのタイミングを見定めた結果であります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 議会終了後に配布すると、そういうことで一般管理費からということだったんですが、これですね。もし、我々そんなに否決するということがないかもしれない、否決された場合のこの経費っていうのは、どのような形で処理するつもりだったのかお知らせください。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 金額の多寡は申しませんが、いずれにしろ事業を執行する場合には事前の準備が必要です。その例えば相手側に行くための交通費も必要ですし、郵便も必要です。事業を計画する段階に、いろいろなところの事前準備のために使うべきお金として一般管理費があります。結果として一般管理費で使ったものが事業が遂行されない場合もあるのであって、そういう場合については、そのものについて無駄になることも確かにあるかもしれませんが、そのような見込みのないように一生懸命事業取り組み、あるいは事業企画をして皆さんの御理解を得ようとしてやっているとあります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 事前準備、これは十分に承知しております。いずれこういうような事業に関しては、このコロナ禍ですから反対するものでありませんけれども、ここの中に年末年始という言葉が入っています。年末年始のお金の入り用なときにぜひ使ってくださいというようなことで書いてありますけれども、そうであるならば、別に今の時期でなくてもです。議会終わってからの印刷でも十分に間に合ったのではないかと。もしくは、こんなに急ぐのであれば、もっと早めに臨時会をやって議決をしてもらうような形もあると思うんですが、その辺のところ、なぜこのように10月15日の議決後、すぐ配らなければいけないということで進められたのか、その理由を教えてください。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） まず、先ほど来、時間の経過をお話をしましたけれども、事前の打ち合わせ、もっと早くできたんじゃないかということですが、9月から始めてすごいスピード感をもって打ち合わせをしながら、相手側の了解を得ながら事業を組み立ててますので、極めて早いスピードで事業が組み立てられていったというふうには私は考えております。議会側との日程調整も必要ですので、あれ以前の議会開催は、まず私はもっと早くという希望も出しましたけれども、あそこがぎりぎりの早いタイミングであったということでもあります。

年末年始の利用についてですが、先ほども申し上げましたように、この商品券を使った事業は、臨時対策交付金で、コロナ対策の交付金でやっていますので、年度内に終了させなければなりません。そうすると、事業清算もあわせると1月末までが一般の市民の方々の使用期限として捉えられております。そうすると、なるべく使用期間を長くするためには、周知を早めに行わなければならない。周知を早めに行うとなると、にかほ市の場合、どのような方策があるかということになりますが、周知については広報を使うのが全戸、市民に対して公平に処置をすることができる最善の方法であると考えておりましたので、10月15日を逃せば11月1日になります。そうすると、商品券の発行、手元に渡るのが、さらに15日遅れるとすれば、使用する期間がさらに短くなりますので、できる限り早くやりたいということをお話をさせていただきました。

そもそも、今回のこのコロナ禍に対する取り組みは、私は以前から言っているように、目の前の危機でありますので、スピード感をもって取り組むことを目指して頑張ってきました。だからこそ、今回のコロナ禍に対しては、臨時議会を何回も開かせていただきますし、その臨時会を開くまでの段階においても、コロナ対策関係の大きな予算のものについては、最初に議会四役への説明

を行い、次、議会運営委員会への説明を行い、その後、議会議員説明会を行い、そして臨時議会に向かっているわけです。これまでにない丁寧な対応をさせていただいている中で、事業説明をさせていただいている中で、今回の事業についても、議員の説明会の中でお話をさせていただいて、ある程度の御理解をいただいたというふうに感じておりましたので、私としてはなるべく早く市民にお伝えをしたい、そして、なるべく早く商品券を市民の皆さんの手元にやって、できるだけ長い期間を確保した使用期限を提供したいということでの事業のスケジュールとなったというわけであり

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ここに私のところに届きましたのは、下記を御確認の上、年末年始のお買い物等で御利用になり、市内経済の活性化に協力していただきたいということで配られたのが、この紙が1月9日付け、あともらって既にこの券は来ております。年末年始に向けてということを中心に考えられてますので、別に特別、急ぐ必要はなかったのではないかと思いますけど、これはどこの責任ですぐ印刷される指示がなされたのか聞きます。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今回の商品券の事業意図は、年末年始、要するに冬場にかけて第3波がくるであろうということ、まず予想はしておりましたので、年末年始の冬場にかけても消費が落ち込むということについて懸念をしておりました。消費の浮揚策として、あるいは経済対策として商品券を発行したものでありますので、そのメッセージとして年末年始にお使いくださいというのは、この時期的なものでありますから、なるべく分かりやすいような説明をしているのであって、事業そのものは議会説明会の中でもお話したように、これから冬場の年末年始をかけたところの経済対策であるというお話はさせていただいたはずであります。いずれにしろ、この事業はスピード感をもって取り組まなければならないということで、なるべく早く市民にお伝えするために、広報に掲載することも一度考えましたが、議会のタイミングとの兼ね合いから、10月15日の広報に掲載するのは、予算の可決も受けていない段階ですることにはできないということで、それはもうすぐ却下しました。であるならば、一番簡易な方法でできる、できる方法、制度上、執行でき得る方法、やれる方法は何かと考えたときに、一般管理費を使って安価な、1枚1円から2円として1万世帯としても、2、3万円で済むようなものということで印刷を私の方で指示したところであります。

●議長（佐藤元君） 1番

●1番（齋藤光春君） 市長の方で指示したということなんですけども、別にこのことに関してですね、事業に関して反対するとかじゃなくて、やっぱりきちっとしたルールっていうのはあります。このようなことを、議会の方の議決権というのは憲法にもきちっとうたわれております。意思決定はこちらの方で保証されておりますので、独占先行は許されないという考えのもとで、こういうのがうたわれています。ぜひ、議会を軽視するような形でなくて、議会、議決を通して、やった上でも十分にこれは間に合ったはず、ましてやこれ自分たちのとこで刷ったというのであれば、何も広報に載せなくたって、刷ってから一緒に配るんだって可能なわけですから、そのような執行権は市長にありますから、慎重に行った方がよろしいのではないかと思います。

次の質問に移らさせていただきます。

3番目、市が100%出資する「にかほ市観光開発株式会社」についてであります。

平成31年3月5日の定例議会の一般質問において、同僚議員がにかほ市観光開発株式会社についての質問をしております。その際、市長は100%出資していますが、法的には「市民が株主」ではなく「市」が株主であるという答弁されております。また、経営責任についての質問に対しては、代表取締役である市長が責任を負うものと答弁しております

私の知るところでは、経営悪化への対応として、象潟ねむの丘及び温泉保養センターはまなすの経営悪化が続き、両施設からの使用料減額申請により、平成30年9月21日付けで両施設の使用料を半額に減額し、さらに次年度からは無償としたところです。実質的に赤字補填と見える使用料の減額・無償化や施設修繕費用は市の一般財源からの持ち出しや、または歳入減であります。昨今の地方公共団体における第三セクターの経営は、自治体の財政に非常に大きな影響を及ぼし、同社は経営健全化が懸念される場所でもあります。にかほ市観光開発株式会社は、独立した経営主体である以上、自主的・主体的に健全経営に取り組むことが原則であります。市が100%出資者であることから、市として指導監督を行っていくことは必然と考えます。そこで伺います。

(1)経営責任者として、市長、市は、今までどのような経営改善のための指導監督を行ってきたのか、また、今後どのような指導監督を行っていくのか、市長の考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） まず、先ほどの質問の最後に、議会を軽視しているのではないかというお話をされましたが、先ほど申し上げましたように、議会の議決を経ずして予算を先食いするようなことは決しておりませんので、誤解を与えるような発言は厳に慎んでいただきたいと思っております。

その上で、今の3番目のお答えをさせていただきますが、まず(1)番についてですが、これまで市はにかほ市観光開発株式会社に対して、観光拠点としての役割を担いながら経営効率も上げるよう、ねむの丘、はまなすのそれぞれの特徴を生かした経営を進めてまいりました。特徴とは、道の駅象潟ねむの丘にあつては、秋田県の玄関口、海岸部や鳥海山との親和性、温泉保養センターはまなすにあつては、源泉掛け流しの温泉や秋田県の漁業の拠点として、白瀬轟の生まれた故郷としての立地性のことであります。

確かに近年は売上げが平行線をたどり、販売費や一般管理費等の必要経費は上昇するなど、利益率が減少しており、一層の経営効率化と職員の意識改革、相互の連携、各種イベントの企画運営について関与をしてきたところでもあります。また、その背景には、高速道路の開通延伸による国道7号の交通量の減少、団体旅行から個人旅行へのニーズの変化など、時流の変化への対応が求められていることも意識しております。

そのような状況の中、施設の老朽化や異常気象の影響もあり、26期、27期と続けてにかほ市に納める使用料の減免措置について、市議会に報告をし、議論の中で市議会からも多くの助言をいただき、今後、安定した経営と継続的な見直しが必要になってきているところであります。

これらの議論を契機といたしまして、市議会からの助言や先進自治体の取り組みを参考にさせて

いただき、本年4月に第三セクターへの指導等に関する指針を作成し、市の事務方の手引きとして運用を図ったところであります。

この指針は、関係法令はもとより、平成26年8月に総務省が示した第三セクター等の経営健全化の推進について及び第三セクター等の経営健全化等に関する指針の考え方を参考にしており、報告第8号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてにあわせ、その指針で定めた評価指標を配付させていただいたところであります。

指針では、事業の効率化、経営幹部、社員の責任の明確化、キャッシュフロー経営の導入、効率的な執行体制の確立、職員の人事給与制度の見直し、情報公開の推進の課題について調査分析をしながら経営の効率化、健全化を目指し、助言や調整などを行うこととしております。

ところが、本年2月以降における新型コロナウイルス感染症の影響により、こういった課題解決に向けた取り組みの実践を行う以前に、感染症対策を最優先にしなければならない状況が続いており、売り上げが大幅に落ちる中、評価指標も皆様ご覧いただいているとおりの数値を出しております。評価内容の分析としましては、数値的には残念ながらコロナ禍により、通常期との比較がなかなか難しい面がありますが、数年前からの数値の比較もしております。短期的にはウィズコロナを強く意識した対策とお客様の新たな動向の把握と対策、事業の効率化、社員の責任の明確化、意識改革を進めるよう要請してまいります。

また、中期的にはアフターコロナの考え方から、ニューノーマルがノーマル化していく段階であることの意識づけをして指針を適宜修正して、行政も手助けをしながら一緒になって新たな方向づけをするよう要請してまいります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 指針をもって指導にあたっているということのようですが、秋田県では県議会の方でさまざまな調査委員会の報告とか、それからさまざま事業に対する個別の方針についての対応ということで挙げられております。ただ、他の市町村でも第三セクターへの関与に関する指針ということでいろいろ図られてやられているようです。いずれ前の産業建設委員会でお話聞いたときには、市の方からこういうようなメモ書きなのでしょうか、それとも公式文書なのか知りませんが、「にかほ市第三セクター運営の指導監督等の強化」という、こういうものを我々いただいております。この中をちょっと読ませていただきますけど、「○関与に関する指針の策定、第三セクターに対する行政関与のあり方を明確にする。」「○収益性、採算性の確認。事業の収益性について計画に対する達成状況及び将来の経営見通しについて外部の専門家の意見も踏まえながら、採算性の有無の点検を行う。」「○指導監督等の強化、所管部課は第三セクターの設立目的を念頭に置き、第三セクターが直面する課題の解決のために必要な指導、助言や適切な支援等を実施する。第三セクターに対する監査の徹底を図るとともに、外部の専門家の活用を検討するなど、監査体制のさらなる強化に努める。」「○情報公開の徹底。市民に対する説明責任を果たすため、第三セクター活動が公益性、市民ニーズの観点から有効であるか、または設立目的に沿っているかなど検証・点検し、経営状況を公開する。情報公開にあたっては、事業内容、財政状況、職員数等を明らかにし、ホームページ等を利用し、市民に分かりやすい形式で公開する。」と、このようなもの

を私たち、資料としていただいておりますけども、これはどこで作られたのか教えていただけますか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 委員会の席上で、ちょっと記憶が曖昧で申しわけございませんが、私作成した覚えはございませんし、手渡した覚えもないのではございますが、内容としましては総務省の指導指針、平成26年のものと、ほとんど同じかなとは思っておりましたが、大変申しわけありません、私の方で記憶がないのが現状でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 現にこれ、私いただいておりますので、後でお見せします。

ところが、旧金浦町時代の温泉保養センターはまなすは、町民の保養センターとしての役割という公益性を主な目的として作られ、加えて収益性を考えた宿泊施設等の事業も行ってきております。また、旧象潟町時代に作られた道の駅ねむの丘の方は、これとはちょっと異なり、先ほどお話ありましたが、観光地としての観光案内窓口を設定し、ドライバーのための休息、情報発信、地域文化や歴史、名所案内や特産品の紹介販売などを目的に建てられたものと解釈しております。

市長は、このような施設の存在意義、または経営目的をどのように考えているのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） それぞれ観光開発株式会社にある事業所については、温泉保養センターはまなすと道の駅ねむの丘の二つがあります。いずれもそれぞれの役割を果たして、これまで経営を行ってきまして、市からの内部留保もあって、今回のコロナ禍の中で大きな赤字を出しながらも、手持ちの現金でしのいでおり、また、来期もう一期仮にこの状況が続いても、内部資金で何とかいけると、以前、皆さんから、議会からは内部留保が大きすぎるんじゃないかと言われましたけれども、その現金をもって今の経営に当たっているということでもあります。

それぞれが確かに市民の保養に期するものであったり、外部観光に期するものでありますが、私が旧象潟町時代のときにも議員としてその必要性等を鑑みたとき、ねむの丘については秋田県の玄関口としての観光所の拠点として作るんだという説明の中で作られていきましたので、私は未だにそのように認識をしています。

いずれ二つの施設とも、私どもから指定管理料をもらうことなく経営を行ってきました。先ほど家賃収入がないのは赤字補填ではないかと言われましたけれども、私どもとしては指定管理料を支払うことなく経営が黒字のまま行われているということについては、これまでその状況に甘んじてきたことも確かにありましたので、私としては大勢の中で厳しい指導のもとに経営改善を今図っているところでもあります。その一方で議会の皆さんからも指導を受けながら、指針を作るようにということであって、今回示させていただいたのがその一例であります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、この第三セクター、本市だけではなくて全国的にもどのような経営形態でやっているのかといろいろと問題となっております。秋田県の所有する分でもさまざまな検討がなされているところでもありますけれども、もし市民に対しての必要性としてこの施設を利用すると、

市民に対するサービスとしての利用するというのが主として考えるのであれば、それはそれなりに、また、例えば市の財政に大きく、例えば先ほどの補填等さまざまなことで影響するわけ、一般会計に影響するわけですから、大きな財政的な影響を及ぼします。もしこの利益をプラスにもっていこうとするのであれば、その指導監督ということに関して、先ほど色々な厳しいことを言うことです。外部からの監査なり、それから、こちらの方の指導なりということ先ほどお話ししましたが、具体的にはどのような指導、また、経営健全化に向けて考えているのか、具体的なところを教えてくださいませんか。簡単で結構です。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 具体的なところについては、担当の部課長の方でお答えをさせていただきますが、いずれにしろ多岐にございますが、第三セクター全国的に、平成25年にも秋田県内で非常に赤字を出しているところが厳しい指摘を受けて、いろいろとチェックを受けておりますが、私どもにかほ市の観光開発株式会社においては、これまで赤字経営に陥ることなく、今回のコロナ禍で初めて赤字に陥りましたので、私が赤字経営者の第1号となりましたけれども、本当に私としては、これまでのちょっと緩かったところについても見受けられましたので、そのことについて厳しく経営はさせていただいていることに、支配人の方に指示をして経営をさせていただいているということになっております。

詳細については担当部長がお答えします。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、まず外部監査等のお話が出ましたのでちょっとお話ししますが、法律上、地方自治法第199条第7項、監査委員は補助金等の財政的援助にかかわるものの監査を行うことができる。この監査委員というのは、市の監査委員になりますけれども、これは市の出資比率が25%以上の団体で、なおかつ補助金を出している場合に監査ができるということでございます。現在、市からは補助金は出ておりませんので、この件に関しましては権限はないということで、今回、私どもで作らせていただきました第三セクターへの指導に関する指針でございますが、キャッシュフロー等も含めて当然経営している側の方から提出していただくこととなりますけれども、ついていらっしゃる専門の税理士の方からの意見を伺ったものを、いわゆる経営幹部の方々とお話をさせていただいているということでございます。

この指針に関しましては、かなり専門的なところではございますが、残念ながら今期に関しましては比較する場合にはなかなかコロナの関係でマイナスの部分というのが多いわけでございますけれども、その中でも安全性、収益性、生産性というものに関しましては議論しているところでございますが、特に収益性の部分とか生産性、特に人の配置というものに関しましては、今後も雇用を維持しながらどう経営を成り立たせていくかということがまず一つ大きな課題であろうということで話をさせていただいております。

それから、支援に関しましては、本来であれば契約上でいきますと、指定管理料というものを払うというのが条件になっております。使用料とは別にですよ、使用料は前にお話ししたとおり任意の約束事でございますので、家賃ということでございますが、それとは別に指定管理料を本来払うべ

きものであるものを今ゼロ円にしているということで、その辺も含めて今後の経営のあり方というのを、このコロナの状況も見ながら、これが長引くとなれば、それらも考慮しながらお互いに話し合いをしながら進めていきたいというふうに事務方のほうでは考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） コロナで非常に収益が減ったということなんですが、平成29年度の収支が非常に厳しいということで、平成30年に施設使用料の減額を向こうから申請があつて認めたと思います。これは短期的なもので、そういうような突発的なことが起きた場合にということなんですが、その次の年になったら、予想もつかないのに、もうあと既に半額というような決定されて契約されているようです。そしてその過ぎた後で無償化ということになってますので、これは本当に収益が減っているそういう原因といいますか要因というのは、そういうのを分析された上で指導とかなされていたのかどうかって非常に疑問であります。そこら辺のところも、もうちょっと考えたこの関与の仕方っていうのが必要でないかと私は考えます。

それで、この情報公開を徹底するという中に、ホームページとか市民に分かりやすい公開の仕方をする、決算報告なんかもそうですけども、確かこの決算は10月1日から翌年の9月30日までの決算報告書ということで、報告という形で上がっておりますけども、普通法人であれば、決算出た後で2ヵ月後にもう確定申告しているわけですね。そういうようなことに対して、今これ見ますと、見込みという形でしかありません。決算こうやって申告した後に市の方ではそういう決算報告、確定したとこの申告っていうのはもらってないもんですか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 御提示した報告の事業計画の28期見込みの部分、29期に対する事業計画が28期のところが見込みになっているというお話だと思いますが、それに関しましては、取締役会の段階で、事前に——失礼しました。株式総会の段階で28期の見込みを提出して、それが承認されて、それに対して29期に関しましては

【1番（齋藤光春君）「質問に対して答えなっていないので、一回確認していいですか。」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

●議長（佐藤元君） 再開します。

商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） もらってございません。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） これ、市税を投入しているんですよね。見込みだけで全てこういう、ずっと見ますと、前のときもこれ、見込みだけの決算書しか出ていません、我々の報告ではですね。これが市民に対して分かりやすい事業計画、その施設なんかでの市税を使った事業として決算、きちっとした申告の無い決算で済むんでしょか。そこら辺のところ、これで今まで、これでよろしいんでしょうか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 先ほど途中までお話しましたが、株主総会等で提出して、初めて議決を得て、それを私どもでいただくという仕組みと理解しております。その中で29期に関しましては、前期の部分の比較をする段階で、決算の数字ではなくて、その一段前、決算はそのときの議決でなりますので、その前の数字で出すというのは慣習になっているということで確認しております。これはもうここ20年来ずっと同じ形で議会に提出させていただいているものでございます。そう理解しております。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 29期ってあれでしょう、令和2年10月1日から来年度の9月30日までのことでしょうか。違いますか。この決算というのは、その前の年のやつが出てくるわけですから、もし、その役員会等で承認されたら提出されて、もらってないということはもらうべきで、そこら辺のところから検討された方がよろしいんじゃないですか。部長がいうのか、市長がいうのか分かりませんが。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） あくまでも法律に基づいた報告といたしましては、取締役会で議決されたものを提出、私どもでもらって提出するという運びとなりますので、取締役会の中でこれが承認されたとなれば、それを提出するというので、先ほども申しましたように20年来、こういう形でやられているというのは聞いております。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） いずれ全てのことが血税を使っていることですから、ぜひそういうようなことに関するような事業に対する支出、それからこちらの方に入ってくる減収が生じますので、十分な指導監督を行っていただきたいと思います。

それで、このような目的をしっかりと定めて、市の財政の重荷にならないように、負担にならないような指導監督、ぜひ行っていただければと思います。次に移ります。

(2)番です。同社に対して、経営に大きく影響する施設改修費等を一般会計に予算化して支出していることから、同社の経営状況に対して議会としても責任を逃れるものではないと考えます。出資法人に対する議会の関与について、市長の考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） いずれ今、御質問にありましたように、例えば修繕とか大規模改修については、これまでのねむの丘、はまなす等で主に使用料として賃借料としていただいていたお金をス

トップしたものを基金化して、そこから出しておりますので、そのまま自分たちで稼いだお金でやっているという形を、一応の経営体としてはとっているということは事前にお答えをさせていただきたいと思います。

(2)番の御質問に対してですが、(2)の出資法人に対する議会の関与についての答弁ですが、以前から議会のかかわり方について御説明をしているとおりに、これまでも法律にのっとって行ってまいりました。したがって、法律的に株式会社の経営に直接議会がかかわるべきではないという旨は何度か説明をしているところであります。

議会による経営状況の把握については、地方自治法第243条の3の第2項により、地方公共団体の首長は毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされており、今議会でも報告第8号で報告をさせていただいておるところであります。

また、先ほど(1)のときにもお話ししましたが、観光課が作成した第三セクターへの指導等に関する指針の規範となった平成26年に総務省が示した第三セクター等の経営健全化の推進について及び第三セクター等の経営健全化等に関する指針は、あらゆる法律を加味して出されたものと理解しておりますが、その総務省の指針の中で議会への説明と住民への情報公開についても示させていただいております。内容的には、第1-2になるんですが、今回の報告第8号に加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体がやっている財政的支援、それに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について分かりやすく説明をするために、経営状況等を一覧できる資料を作成、公表することや第三セクター等が自ら積極的に情報公開等に取り組むよう指導することも有効であるとしておりますので、法律及び総務省の指導に沿って、そのようにしてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） この件に関しましては、昨日、部長の方からさまざまな報告をいただいておりますけれども、例えばあの時期の使用料とか、それから業績評価表ですね、この損益計算書みたいなものに関して、しっかりともう少し評価基準をどのようにしたのかということと、それから実績の評価結果を示して、我々に提示してもらわないと、ただこのような損益提出では市民なんかに分かりませんので、経営状況がですね、しっかりしたことをやっていただければと思いますのでよろしく、次に移らせていただきたいと思います。

4番です。本市近海における洋上風力発電についてであります。

政府は、二酸化炭素削減に向けて洋上風力発電を有望な再生可能エネルギーと位置づけて、「対象となる事業が周囲に及ぼす影響の評価や環境に与える影響の程度や範囲、また、対策について、事前に予測・評価すること」いわゆる環境アセスメントの取り組みを続けながら長期的な事業展開の方針を打ち出しています。また、この事業に関連する産業による地域経済活性化の期待も含めているようです。そこで市長に伺います。

(1)本市の海域に風車の設置は計画されていませんが、保守点検にかかわる関連産業の誘致や変電所の設置、また、良港を活用した作業船の発着所としての港湾整備等による拠点づくりを推し進めることも可能なことと考えますが、市長の考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、4番の(1)についてお答えをさせていただきます。

本県沖合いの海域における洋上風力発電事業については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法ですね——に基づいて、促進区域として国の関係大臣——経済産業大臣と国土交通大臣ですが、この関係大臣によって指定されます。そのうち能代市三種町及び男鹿市沖と由利本荘市沖の二つの海域については、公募に基づく事業者選定の手続きが進められているというのは皆さんも御存じのとおりだと思います。

御質問は、設置後の保守点検業務や変電所の設置、あるいは作業船発着のための港湾整備などが挙げられておりますが、本市が置かれている立ち位置としては、あくまでも隣接市でありますので、当該洋上風力発電事業を実施する事業者から何かしらのコンタクトがあるようでしたら、その都度内容を精査していくというスタンスで対応しているところであります。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 本市の人口減少対策には、働く場所の確保が最重要であると皆さんも認識していると思いますけれども、このコロナ禍、現在の状況では、デスクワーク等の就業形態が注目を浴びているようです。

しかしながら、こういうのは大都市周辺の自治体では、大きなビルを構えた企業設置というのは展開は可能かもしれませんが、本市のような地方自治体にとっては、必要な雇用を生むためには、現実的にはデスクワーク中心の企業よりは製造とか作業等が伴う、人が動くような産業の発展が必要と考えます。こういうような企業を進める意味でも、有望な誘致企業のめどが立たないのであれば、洋上風力発電事業をビジネスチャンスと考えるということもあるんじゃないかと思います。

そこでお伺いします。このような、先ほどお話ししました国の洋上風力発電促進区域の指定は、海底の状況や水産業等を考慮したものと察します。由利本荘市と本市の境界海域は、類似した遠浅であります。本市の一部地域での洋上風力発電風車の設置や関連企業等との意見交換等は、市の方では今までなされてきたのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） では、(2)についてお答えをさせていただきます。

風力発電風車の設置についての意見交換の状況についてですが、風力発電施設を整備、設置できる海域となるには、御承知のように国からその海域が促進区域に指定されなければなりません。現状において由利本荘市沖に続く本市沖合いの海域が促進区域に入っていない、あるいは指定されていない実情については、何かしらの理由、要因があるということになります。この促進区域の指定に関するプロセスにおいて、国は地元の都道府県や関係機関から情報収集をするとされており、適地の候補についても、その情報の一つであります。

そこで、秋田県が国に対してその候補地を示す段階から本市沖合いは候補地から除かれていたということになっております。その理由については、鳥海国立公園の区域からの離隔距離や発電施設整備の工法が着床方式、モノパイル工法に適した砂地である由利本荘市沖合いに対して、本市沖合

いの海底は、鳥海山の岩なだれによる岩礁であり、堅固な岩盤であることから適さない海域とされていると伺っております。そうしたことから、本市沖合い海域における洋上風力発電施設の設置に関して公式な意見交換は、関係機関や事業者を含めて行ってはおりません。ただ、関連企業との意見交換については、幾つかの事業者と数度にわたり行わせていただいております。そこでは、国による事業者選定のための公募に応募させていただくとの挨拶と、その事業者が描いている計画概要などの説明を受けておりますが、その際にはにかほ市に関することについてもお話をさせていただきながら、中には沖合いの話題が出ることもありますので、この地域が適さない海域であるということについては相手側も十分に承知をしているということをお伝えしておきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 先ほど私もお話ししましたが、海底の状況、例えばにかほ市の海岸沖、芹田沖辺りから象潟の途中までの間は、かなり海底が急に、いきなり急になっております。——ですけども、そこら辺のところの設置の状況、それから、水産業関係でのリスク等を考えた上でのエリアの設定ということで国の方でもいわれているようです。

ただ、こういう洋上風力に関しては、もうあと欧州方面では1900年の後半のあたりから、もう発電力の導入が考えられて、日本の方でも島国でありますし、風を利用したこの再生エネルギーについては研究、検討がなされてきております。これをはっきり決めたのが平成30年で、ようやく洋上風力発電に関する政府方針が閣議決定されて進められたということなんですけども、今、1ヵ所ではないんです。以前からの話ですので、こういうような国の政策、そしてそういうエリア等の選定につきましても、今後、先を考えた場合、何十年もの事業になります、国の。そこをうまく利用したビジネスプラン等を市の方でもアンテナを張り巡らして、もう早め早めの交渉とかというのはなさってもよろしいんじゃないかということです。それで、この機を逃がさずにですね、先ほど何社かとの交渉をしているということなんですけども、例えばその何社かと、どのような産業を、これを活性化のために市にもってきたいということを考えてらっしゃるのかお聞きします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 何社かとのお話は、当然向こうの方から営業活動の中でおいでいただいております。その中でにかほ市においては洋上風力の促進区域に入っておりませんが、何らかの経済効果が起き得るようなことについての申し入れはさせていただいている段階の程度であるということはお伝えさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） ぜひこの事業については、早めに進めていただければ、市のためになると思いますのでよろしく検討のほどお願いしたいと思います。まだ何十秒かありますが、終わります。

●議長（佐藤元君） これで1番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、続きまして14番佐々木敏春でございます。通告に従いまして6点にわたって質問をさせていただきます。

質問の項目は、行政のデジタル化推進についてであります。

新型コロナウイルスは、まだまだ終息の兆しが見えてこない状況にあり、我々は、このコロナ禍により、ごく短期間のうちに「新たな日常」を強いられるとともに、進むべき方向性の転換を迫られております。

9月に発足した新内閣は、目玉政策の一つに「デジタル化」を据えました。我が国は、ICTやデータの活用において先進諸国に大きく水をあけられているのが現状で、特に遅れが目立つのが「行政のデジタル化」だと指摘されております。全国の自治体の特定給付金の支給手続きで、それが露呈してしまったことは記憶に新しいところです。

国は、これらに対応する形で「今年1年でデジタル化を一気に進める」としております。今後、本市においても国と歩調を合わせ、行政手続きのオンライン化を手始めとした本格的なDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいくと考えます。

一方、にかほ市は、コロナ禍とときを同じくして、本年3月、5年間にわたる「第4次にかほ市行財政改革大綱」を示しました。にかほ市における行政組織と財政について、その方向性、あり方を示すものとして注視し共有すべきものと考えます。

内容には、「組織改革の実施」として、「ICT利活用の促進」が掲げられ、デジタル化の取り組みが明記されております。国がデジタル化への本格的な取り組みを発する以前に、これをいち早く先取りして大綱に盛り込んだことは、評価に値するものと考えますが、既に他自治体においても国の取り組みを待つことなく、まずは自分たちでできるところから取り組みを開始している状況にあるようであります。

にかほ市では、行政のデジタル化をどのように捉え、進めていこうとしているのかについて、大綱の内容を確認し、共有を図りたいと考え、質問をするものであります。

具体的には、大綱中「ICT利活用の促進」の項目に五つの取り組みが掲げられておりますので、現在の状況と、コロナ禍を踏まえた上で、これらをどのように推進しようとしているのかについて質問をいたします。

(1)「RPAの導入を進めます」とあります。RPAとはロボティック・プロセス・オートメーション、ロボットによる業務、事務作業の自動化ということができるようでございますが、今後、人口減少により、役所において近い将来、マンパワー不足が容易に想像される場所であり、RPAの導入は一刻も早く取り組むべきテーマと考えます。

また、RPAは労働生産性を飛躍的に改善するとされており、職員の仕事の内容にアップグレー

ドをもたらすことで行政サービスの低下を防ぎ、働き方改革への展開を可能とするものとされます。これは、単に人手不足を補う、あるいは人件費の削減のための道具ではないものとも考えます。

人口減少とマンパワーの減少は加速的に進んでおり、限られた時間の中、全力を挙げ早急に向き合うべき課題であります。現在の取り組みの状況と今後の進め方及びRPAによる生産性の向上がもたらす効果をどのように捉えるか、市長のお考えをお聞きいたします。

(2)「AI、RPA導入に伴い、研修等を実施し、職員の知識と運用技術の向上を図ります」についてであります。

知識、技術の向上はもとより必要であります。デジタル化を進めることは、役所全体の働き方改革や、前例踏襲でない新しい取り組みが求められるなど、大きな変革を伴うことになるものと考えます。これを推進していくためには、しっかりした計画を立て、ロードマップなどにより皆が共有しながら進むことが大事と考えます。また、強いリーダーシップを発揮できる推進体制が不可欠と考えます。デジタル化を推進するためには、どのような機構・体制が必要と考えられているのか、市長のお考えをお聞きいたします。

(3)です。「マイナンバーカードの取得を推進します」についてであります。

自治体におけるデジタル化の基盤となるのが、マイナンバーカードの普及とされます。この普及と活用を進める上で一番大事なことは、透明性の確保といわれますが、これは我々が自分の個人情報や懐具合などが知らないところで管理されてしまうのではないかなどといった、「漠然とした気持ち悪さ」を感じています。しかしこれは、例えば、自分のデータに税務当局がアクセスした場合に履歴として残すなど、透明性が得られれば納得できる事柄であります。本市における普及の現状をどのように分析され、今後どのように対処し進められようとするのかお聞きします。

また、国が計画する普及策のほかに、市民の納得を得ることができる利用者の側、目線に立った、にかほ市独自の取り組みは考えられないか伺います。

(4)「電子申請を推進します」についてであります。

電子申請の推進も、マイナンバーの普及と同じく本格的なDXに向かう入り口と捉えるべきであります。他自治体においても、デジタル化を軌道に乗せるために大事なこととして、「まずはできることから始めよう」と取り組みを開始しており、本市においてもこの視点が大事と考えます。

そこで、政府が運営するオンラインサービスでマイナンバーの個人向けサイト「マイナポータル・ぴったりサービス」がありますが、すぐにでも行政手続きのオンライン化が可能となるようであります。本市では同サイトの活用はごく一部にとどまっているようですが、これをフルに活用することについて、どのようなお考えなのかお聞きいたします。市における電子申請の現状と今後の取り組み状況と併せて質問いたします。

(5)「オープンデータの推進を図ります」についてであります。

現在の推進状況、今後の取り組み予定を質問します。

(6)、大綱にはありませんが、行政のデジタル化には、弱者への配慮が大切と考えます。デジタル化は大きな利点をもたらす半面、高齢者などがこの恩恵から漏れ、弱者にならないよう、十分な配慮が不可欠となります。職員が高齢者宅を家庭訪問して、マイナンバーカードや機器の使い方など

を説明するといった丁寧さが求められると考えます。デジタル化の成功の可否は細部に宿っているといわれ、ほぼ全ての手続きがオンラインで可能になった先進国では、高齢者向けの使い方をレクチャーするなど、理解と納得を得るのに時間とコストを惜しまなかったようであります。「デジタル・トランスフォーメーション」という大きな変化に向かうために、小さな歯車を一つ一つ回すことで大きな力、推進力にしていくことが大事とされているようであります。システムの統一、標準化など、国が主導する本格的なDXを待つのではなく、また、国や市が構築したシステムを一方向的に押しつけるプロダクトアウト的な取り組みにならないよう、利便性や有益性を分かり易く示し、市民の納得を得ていくことが最も大事ではないかと考えます。行政のDXについて、市長の基本的な考えをお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木敏春議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まずは1番目の(1)RPAの導入についてお答えをさせていただきます。

現在、総務課と税務課の業務でRPAの導入に向けて進めております。総務課では、職員の異動に伴う人事管理システム更新と職員名簿の作成について、税務課では、軽自動車税の登録、変更、廃車などの処理についてRPAを活用して行うこととしております。

総務課の異動に関する業務は、年度末から年度始めの特に多忙な時期に、かつ毎年度発生する業務について、手作業で作成していた資料の一部をRPAの技術を用いて自動的に作成するものであります。また、税務課の軽自動車の各登録処理については、年間で6,000件を超え、毎月のように登録処理があります。RPAは、パソコン上で自動的に作業を行うことから、夜間の間に作業を行うよう命令を掛けると、翌朝には作業を終えていることとなります。したがって、これまで日中行ってきた作業をRPAが行うことで、その分、新規案件の立案や他の業務に時間を割くことができるということになります。

このように業務改善を行うことで他業務の効率化の検討、引き継ぎ時の簡素化、業務の質の維持、時間外勤務の削減、ストレスの軽減など多くの効果を生むものと考えております。RPAの導入にあたっては、各課より対応可能と考えられる業務をリストアップしていただき、その中から今年度は前述の2事業で導入しております。今後もその効果を確認しながら処理業務を増やしていきたいと考えております。

次に、(2)番の御質問にお答えをします。

今般のコロナ禍における対応を通じて本市の行政上のさまざまな課題が浮き彫りになりましたが、中でもデジタル化の遅れは顕著であると率直に感じておるところであります。他の自治体との比較で申し上げますと、従来から情報通信技術を高度に活用している自治体では、このコロナ禍という非常時にオンライン会議やテレワークなどに、そうした技術を速やかに応用できており、リモートでの業務執行や行政手続きのほか、職員の多様な働き方を実現している例も多く見受けられます。しかし、本市においてはそうした技術的基盤や環境が整っておらず、おのずと職員の平均的なスキルも決して高いとはいえないレベルにあると思っております。

このような現状から、デジタル化を進めるためには職員の意識改革が重要であり、研修などを通じてその意義や必要性を一人一人が十分に理解することが求められます。しかしながら、職員全体の意識の向上やスキルアップを待っていたのでは、行政のデジタル化はスピード感を欠くものになりかねないとも考えております。こうしたことから、一定の知識やスキルを持ったグループがデジタル化を牽引して、全体像をコーディネートしながら、システムや技術の導入を強力に進めていくことが必要であると考えているところであります。そして、そのように職場や仕事の仕組みの中にデジタル技術を実際に取り入れ、職員が日常的に活用することで知識や運用技術が身につく、さらにはその効果を実感することでデジタル化への、より高い動機付けが図られるものと期待されております。

議会においても、今後、タブレット端末などの活用が決まっております。議員の皆さんにおいても、果たして使いこなせるかといった不安が強いものと思いますが、まずは導入して日常的に活用することでデジタル技術に慣れていただくことが大切だと私も思っています。職員もまさにそれは同じであります。私も市長に就任して程なく、実務を通じて知識を習得し、スキルアップを図るためには、それぞれの職場に指導役が必要ということで、現在、デジタルマネージャーというものを職員の中から任命しております。これまでは必要に迫られていなかったために、このデジタルマネージャー制度は十分に機能していませんでした。今後、その役割は一層重要性が増してくるものと私自身改めて認識をしているところであります。

以上のとおり、デジタル化を推進していく体制をイメージしておりますが、一方で市民向けの仕組みを構築していく上では、高齢者など情報技術の恩恵を受けにくい市民へのサポートも重要であることは言うまでもないと思っております。

次に、(3)番についてであります。

マイナンバーカード取得についてであります。マイナンバーは12桁の個人番号が日本に住む、住民票を持つ全ての人を対象に、一人一つずつ、平成28年1月からその運用は開始されているというものであります。このマイナンバー制度を運用していくために、国では個人情報の管理面におけるセキュリティ対策の一つとして、システム面で暗号化したデータで通信しているほか、各種の個人情報は一元管理としないで、個々の情報を保有する行政機関、地方団体ごとに管理する分散管理とすることで、情報が芋づる式に漏えいしないような仕組みとなっております。

また、マイナンバーを使って利用できる事務、あるいは個人の情報は、社会保障、税、災害対策の三つの分野で条例を含む法令で規定する限定的な特定の事務と特定の個人の情報とされるほか、特定個人情報保護委員会による監視、個人情報の収集や保管に関する罰則規定が整備されているなど、安全性についてさまざまな仕組み、対策が講じられています。

御質問のアクセス履歴を残すなどの透明性の確保の点については、国の機関と自治体間、あるいは自治体相互での個人の情報についての照会と提供の履歴がやり取り履歴として記録され、これを個人が閲覧確認できるようになっております。この閲覧は、パソコンやスマートフォンで国が整備したマイナポータルというサイトやアプリでできるようになっております。こうしたツールの活用などによって国民の不安解消や透明性が図られていくこととなります。

次に、本市のマイナンバーカードの普及状況ですが、10月末現在で3,600枚のカードが交付されており、15.0%の所持率となっております。本年3月1日では8.9%でしたので、率で6.1%の増加とはなっております。そこで、マイナンバーカードの普及促進を図る方策としては、国における普及促進策の一つとして、現在、マイナポイント事業が実施されていますが、本市においても市役所3庁舎や市内の大型スーパーに申し込みを支援する特設ブースを設置して普及促進を後押ししております。加えて、来年3月には健康保険証の利用のサービスが開始され、今後も運転免許証利用が示されているほか、マイナンバーカード機能そのものをスマートフォンに搭載するサービスなどの実現に向けた準備や議論が進められているようでありますので、そうした点についての周知やPRを実施してまいりたいと考えております。

また、現時点において、にかほ市独自の行政サービスにマイナンバーカードを利用するサービスはありませんが、行政や民間において利用できるサービスの拡大等について、庁内における検討も進めてまいりたいと考えております。まずは申し上げたように、健康保険証との連携など、国が提供するさまざまなサービスにしっかりと対応することを優先しながら、その上で市民の行政手続きの利便性向上と環境の整備を進め、カードの普及促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、(4)電子申請の推進についてであります。

電子申請とは、現在、紙によって行われている申請や届け出等の行政手続きをインターネットを利用して自宅や会社のパソコン等からできるようにするものであって、本市の状況については、政府が運営する行政手続きの検索やオンライン申請が可能なマイナポータルを通じて妊娠の届け出や児童手当等の受給資格及び額についての認定請求、あるいは現況届など9件について申請を行うことができます。そのほかには、認可保育所等の入所を申し込む際には必要な就労証明書の作成、法人設立に必要な手続きの確認や申請書類の作成、届け出が可能であり、本年10月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録手続きができるようになっております。

また、マイナポータルでは、マイナンバーカードによって行政機関が保有している自分自身の情報、世帯情報や税情報、あるいは社会保障関連情報などですが、これらの自分の情報を確認することもできます。マイナポータルには、福祉や医療などに関する電子申請を行う機能もありますが、こうした分野については、それぞれ異なる事情があり、申請の段階から直接お会いしての話し合いを持つ機会が重要であるとの認識から、現在利用はしておりません。

このほかには公共施設予約システムによる会議室や体育館等の申請の受付、空き状況の確認ができるようになっておりますし、秋田県及び県内25市町村が共同利用する秋田県電子申請届け出サービスを活用して、広報にかほへの意見、感想、あるいはクイズイベントの回答受付、にかほ版ネウボラの愛称募集やにかほ市健康ポイント制事業の申請など、各課においても実施をされております。今後においては、職員への電子申請届け出サービスの操作研修等を通じて、より理解を深めることで電子申請できる項目を増やし、さらなる利用の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、(5)のオープンデータの推進についてであります。

オープンデータは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるように、データの定義や形式等のルールに基づき公開され

たデータであり、無償で自由に複製加工や頒布が可能で、商用としても利用できるものであります。

自治体が提供するオープンデータは、人口統計や公共施設の場所などさまざまな公共のデータで、このデータは市民や企業などのユーザーに有効活用してもらうことで社会経済の発展に寄与すること及び市政の透明性と信頼性の向上を目的としております。

本市では、国が策定した電子行政オープンデータ戦略、地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン等を踏まえて、現時点においてはAED設置箇所一覧や毎月の人口統計表など5種類のデータを市ホームページ上で公開しておりますが、まだまだ少なく、物足りないとは考えております。コロナ感染拡大が収束した後の新しい生活様式を確立していく上でオープンデータの活用は欠かせないものといわれております。今後もユーザーの利用ニーズ等を考慮しながら、データ所管課においてこういったデータを公開するののかについての洗い出しや二次利用可能なデータへ整理作業などを進めながら順次公開して、そのコンテンツ数を増やしていきたいと考えています。

また、オープンデータの括りとはちょっと違いますが、データ活用の事例としては、コミュニティバスの車両の位置情報をリアルタイムでスマートフォンで確認できるバスロケーションシステムの実証実験を公開しておりますが、これもコミュニティバスの停留所に係る名称や位置情報、座標データを活用した事例でありますので御紹介しますし、また、昨日、佐藤文昭議員への答弁でも紹介したように、分散避難を進める上で避難所の混雑状況を把握して知らせることのできるウェブページなどを導入することによって、市民の安全・安心を向上させるための取り組みも採用していく予定であります。

次に、(6)です。行政のDXについて、市長の基本的な考え方についてですが、私自身も最近このDXやデジタルガバメントという言葉を目にする機会が増えておりますが、政府は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金の行政手続きにおいて、オンライン申請に課題があった、問題があったように、電子政府の進展に世界各国から遅れをとっているとして行政のDXを推進するために行政サービスのデジタル化を一元的に担うデジタル庁を来年9月に創設するというふうになっております。

また、令和元年5月に制定した情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営への簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるデジタルファースト法にもとづき閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において、2024年度中に国の行政手続きの9割を電子化するとしております。こうしたデジタル化が加速する中で、政府は住民記録システムや税システムといった自治体業務システムの標準化に向けて、2021年の通常国会に標準システムへの移行を義務づける新法を提出し、令和7年度末までに全国の全自治体が移行を完了することを目指しており、標準化の工程表や財政支援策などを盛り込んだ推進計画を年内に作る方針が示されております。この標準システム移行への対応について、本市においても現在国民健康保険事務システムの標準化に向けた整備に関する協議を行っているところでありますが、ほかのシステムについても今後は国から示される方針や工程表などの計画に沿って順次進めていかなければならないと考えております。

自治体におけるDXとは、一言でいえばデジタル技術を活用して行政サービスを変革することで

あると思っております。デジタル化して経費削減や手続きプロセスの改革実行による単なるデジタル化で課題を解決すればそれで全てが良いという考え方ではなく、大切なのは先のデジタルファースト法の三つのキーワードとなる「デジタルファースト（行政手続き業務の処理方法をデジタルにあわせること）」、「ワンスオンリー（必要な情報は一度の入力で済むよう）」、「コネクティドワンスオンリー（行政機関がまたがる手続きを一度の申請で完了するようにする）」という、このデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクティドワンスオンリーを意識しながら新たに利用者の利便性や議員が御指摘されるように、いわゆる情報弱者と言われる方々への極めて細やかな取り組み、仕組みを取り入れながら、利用者目線に立って進めていかなければならないと考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） このにかほ市におけるデジタル化への取り組み、現状、説明していただきました。そこで、全体を通じての質問にはなるかと思いますが、再質問させていただきます。

コロナショックにより、社会は大きく変容をしました。そして、これにより、今我々は新しい視座で取り組みを行う必要に迫られている、このようにいわれております。にかほ市行財政改革大綱に掲げるICT利活用の推進についても、本来、行革といえば、あるいは財政的な視点から捉えていくならば、職員の定員を適正に管理する。そのためには事務の効率化を図る、経費の削減を図るといった、削るところに重きを置く、そしてそれを実現するための施策と位置づけられると考えますが、コロナ禍にあっては、このICT利活用の推進について、市民にもっと寄り添う時間を増やし、職員の働きに付加価値をつける、市民と協働のまちづくりの連携によりマンパワーの広がりを生み出すものとして、こういったものとして捉え方を見直し、御説明あったこれまでの取り組みを加速させるべきではないかと考えます。これについて市長の御見解をお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員の御質問にお答えしますが、確かに1番目の質問でRPAの導入をまず初めに始めることから、RPAを導入するということから始めるということによって事業を進めておりますが、現在の既存の事業を、まず本当は洗い出しをしなければならないということがあると思えます。議員がおっしゃるようにICTを活用した事務の効率化ということの、行政改革の視点の中で今までそれをやってきておりましたが、実際、ですけど私の感覚としては、確かに今後このICTの利活用によって東京大手の上京した際に、大手のIT企業——企業名ちょっと言えないから言わないですけども——にレクチャーを受けたら、やはりちゃんとした業務の洗い出しから行っていけばRPAの導入等含めて全体として40%から60%までの人員削減効果があるというふうに言われております。そのような視点で捉える一方で、やはりこれまでもにかほ市、私が市長になってからいろいろな施策を実行する段階において、にかほ市の職員規模での事業執行においては、やはり苦しいというのが正直なところなんです。人数が足りない。一人一人に対する負担が非常に過度になっていくというのは、私も身に染みて分かっております。これがもし仮に私どもにかほ市よりも小さな小規模自治体、職員の数が100人前後のような自治体であるならば、私どもが要求するような事業は、まず行えないなというふうな日頃から強く感じるところであります。にかほ市規模は、言って

しまうと人数的に中途半端といったら中途半端なのかもしれません。いろいろな事業をやるにしては人数が足りないけれども、かといっていろいろな事業をやろうと思えばやれる規模でもあるという、そのかわり、それが大きな負担になってストレスになっているんじゃないかなというふうに強く感じております。そう考えたときに、良好なサービスを市民に、今の現況のままですることができるかということ考えたときに、私はやはりICTの利活用は必要だというふうに、もう就任当初に思っておりましたので、その導入をすぐ検討するようにして、先ほど言ったようにデジタルマネージャー制度も考えてきましたが、なかなかまだその当時というか、3年前なんですけど、それほど緊迫感が実は市役所内にはなくて、今回のコロナ禍が大きなきっかけにやっぱりなってるなというふうには強く私も今感じているところであります。

いずれにしろ職員を、人員を行政の効率化のために削減するという視点も当然必要でしょうけれども、そうではなくて、やはりその削減、日常業務、先ほどいったような総務に関する通常業務、中間部門が担っているような業務の多くを、そういうICTによって代替ができるならば、より市民に接する場面、職員がそういう機会が増えていくのではないかなと思っておりますので、まさにこのDX、行政のDXを進めるということは、デジタルトランスインフォメーション、行政そのもののあり方が大きく変化するというふうに私は感じておりますので、この潮流については、遅れることなく、むしろどんどんどんどん前に進めていきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 御答弁ありがとうございます。私もそのように考えます。

大事なことは、緊迫感、あるいは強烈なリーダーシップをもって進めていくという、こういう部分も必要なかなと、今お話を聞いて思ったわけでございますけれども、市長がおっしゃるように、国はデジタル課の設置、あるいはデジタルトランスフォーメーションの推進計画の策定など、自治体のデジタル化を急ピッチで進めているという今状況にありまして、また、これに対応して、呼応して他市町村においても対応を活発化させているというのが今であります。市長も市としてこれに遅れをとらない、このようなお話でございましたけれども、どうしてもやっぱり国の動き、これに対応する部局の設置、我が市ではコロナの対応を副市長さんがやっておられますが、このデジタル化というのに火をつけたのがコロナでございますので、副市長が一括して中心として頑張るとかっという、こういう案もあるのではないかなというふうに思います。この部局の設置と計画の策定、これについて市長の見解をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） このデジタル化の流れについては、各担当それぞれの業務において、それぞれコアな内容がありますので、そのことをどのように組み合わせるかということ、部局になるのか、あるいはチームになるのか分かりませんが、そういうのがないとなかなか進まないなというのは実際のところ認識はあります。それを副市長がリーダーシップをとってやっていただければいいんじゃないかというお話なんですけど、そこについては副市長と私もちょっと話をしていきたいなと思います。

いずれにしろ、すいません、ちょっと冗談じみた話をしましたが、これはやはり進めていくとい

うふうに宣言して、その進めていく宣言を推進する体制がないとなかなか進まないというのは、この3年間で私も感じておりますので、貴重な御意見として私も賜りながらやっていきたいと思っております。

【14番（佐々木敏春君）「以上終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増し、新規陽性者数が1,000人を超える日がたびたびあるなど、春の「第1波」、7月・8月の「第2波」に続く「第3波」の感染拡大が起っております。由利本荘保健所管内でも、少しずつではありますが新規感染者が増えています。感染拡大を抑止するには「クラスター対策」「点と線」での対策にとどまらず、感染急増地（ホットスポット）となるリスクのあるところに対して、無症状の感染者を把握・保護するための「面の検査」が必要です。また、医療機関、介護・福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出てくる施設等に定期的な「社会的検査」を行い、感染拡大を事前に防いでいくことが求められます。以下、質問いたします。

①コロナ対策でPCR検査箇所が由利本荘市に設置され、水曜日だけの検査となっていました、実績はどのようになっておりますか。

②医療、介護・福祉施設、保育園、学校、学童クラブ、交通関係者や県外出張者、希望者が受診できる体制の充実を図るべきではないか、早急に図るべきではないか、市の見解をお伺いいたします。

次に、生活保護基準の引き下げに関連してお伺いいたします。

生活保護基準（最低生活費）は、住民税の課税最低限を決める大事なものさしにも使われているほか、就学援助の適用基準にも見られるように、暮らしに役立つ制度が利用できるかどうかの適用基準としても使われております。

国は、生活保護基準は47の制度に影響するとしています。つまり、保護基準は、生活保護受給者のみならず、多くの国の生活の基盤・土台となっています。生活保護基準を引き上げることは、各種手当などの支給額を引き上げ、各種制度を利用できる対象者の枠を広げることになり、国民生活

全体の水準を引き上げることにつながります。

しかし、社会保障制度改革推進法では、社会保障の全面的な改悪の突破口として生活保護が位置づけられており、2013年8月の生活扶助基準引き下げから始まり、生活保護法の改悪、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の引き下げ、さらに、2018年10月から3回に分けて保護基準を見直しするなど、国民の生活を土台から崩すことを行っております。連続して引き下げとなっている生活保護基準が去る10月1日からさらに引き下げられました。以下、質問いたします。

①この10月の引き下げにより、にかほ市での減額は何世帯、何人に及ぶのか、お伺いいたします。

②昨年の消費税増税とコロナ禍で生活困難が増している中、引き下げはやめるべきと考えますが、引き下げについて市長の考えはいかがですか、お伺いいたします。

③生活保護基準の引き下げによる就学援助への影響は避けるべきと考えますが、市長の考えはいかがですか。

次に、3、農業振興についてお伺いいたします。

農林水産省は10月16日、2021年産の主食用米の需要や生産量の見通しを公表しました。コロナ禍で生じた米需要の大幅減少の下で需給を均衡させるためとして、2021年産の作付面積を2020年より10万ha（生産量で56万トン）減らすことを求めています。これは新潟県1県分に匹敵する過去最大の減産です。既に2020年産の取引価格は「コメ余り」を反映して前年比で20%前後下落しています。今回の事態を招いたのは、コロナによる消費減少だけではありません。コメの生産や流通に市場原理を拡大してきた歴代政府の農政にも重大な責任があります。

政府はコメ生産数量の「目安」を示すだけで、実行は生産者団体の自己責任とし、豊作等で生産量が需要を上回っても何の対策も取りませんでした。これ以上、市場任せのコメ政策を続ければ、農村の崩壊にもつながります。目先の効率を優先し、地域や生産者の「自助」を強要する従来の農政を根本から転換し、政府は責任を果たすべきだと思います。以下、質問いたします。

①農業政策についての市長の見解はいかがですか。

②コメの作付け削減及び価格の低下について、本市の対応はをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、1の①についてですが、由利本荘市に設置した仮設診療所の実績については、由利本荘市の休日診療所敷地内に設置されております。8月12日からの水曜日の午後1時半から3時半までの2時間の開設で実施されており、11月18日までの14回を開設しております。

県内年各地域ごと、各診療所ごとの検査数については、公表はされておられませんのでお答えすることはできません。

次に、②医療、介護・福祉施設、保育園、学校、学童クラブ、交通関係者や県外出張者、希望者が受診できる体制の充実を図るべきでないかについてですが、希望者が受診できる検査体制についてはありますが、11月16日から発熱等の症状のある方については、受診方法が変更となっております。かかりつけ医がある場合では、かかりつけ医に受診前に必ず電話相談の上、また、かかりつ

け医がない場合や、どこに相談したらいいか迷う場合は、あきた新型コロナ受診相談センターに電話相談の後に診療、検査が可能な医療機関を紹介してもらい、医師の判断で検査が行えることになりました。無症状の方への検査体制については、検体採取には医師の立ち会いが必要なことから、医療資源に限られた当市にあっては、単独で体制の充実を図ることは困難であります。そのため、国庫補助事業により実施できる体制として、無症状の65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方へのPCR検査体制を整備することにしたというのは市政報告でも述べたところであります。

また、県内での検査体制について拡大されたとはいえ、検査件数には限りがありますので、感染者数が増えた場合に検査が必要な方の行政検査、これができなくなる状況は望ましくなく、国庫補助事業実施についてもあらかじめ県と協議し、通常の検査体制に影響がないことを確認した上での実施となっております。

また、検査については、PCR検査、抗原検査を行っても、あくまでもその時点の結果であるため、一回検査したからそれで終わりというものではなく、その後、感染する場合や症状が出る場合があるため、定期的に実施していかなければ感染拡大防止にはつながらないものと考えております。検査については、PCR検査を含め、100%正確性を保証するものではありませんので、偽陽性、偽陰性が出るということで感染拡大の可能性や日常生活に制限がかかるというリスクは生じてしまいます。そのため、職場や施設ごとの定期的な社会的検査のような実施については、現時点では困難であると考えております。

今後、検査を受託する医療機関が増えるなど検査体制がさらに強化されること、これを期待しているところであります。

次に、2番の質問にお答えします。

10月の引き下げによる本市での減額の状況についてですが、今年10月末時点の生活保護受給世帯数、人数は、102世帯の129人で、このうち9月と比較して減額となった世帯数及び人数は、単身世帯で10世帯の10人、単身以外の世帯で2世帯の6人、計12世帯の16人となっております。

なお、御質問のとおり、このたびの基準改定は、平成30年10月から3回に分けて段階的に行うもので、3回目をこの10月から実施したものであります。施行直前の平成30年9月と比較すると、1世帯3人の1例のみが減額となっているものというものであります。

次に、②になりますが、消費税増税とコロナ禍の中での引き下げはやめるべきではとの御質問ですが、消費税増税は生活保護基準の改定に加味され、内容に反映されておりますので、それ自体が改定実施に影響するものでないものと考えております。コロナ禍は想定外といえますが、保護世帯収入は、保護費として一定の補償を受けますので、むしろ保護世帯以外の方々と比較してコロナ禍の影響は受けにくいものと考えています。

また、最初の御質問でお答えしたとおり、3年間の期間、3年スパンの比較において減額事例が1世帯であることを申し上げましたが、3年の間の加齢、年齢を積み重ねている加齢に例えれば、園児は児童になっておりますし、児童は生徒になっているなど、世帯の構成は移動していますので、同一世帯の過去と現在の比較だけでは基準自体が引き下げ、引き上げのいずれであるのかが、そもそも不明瞭だと言わざるを得ません。

そこで、唯一3年のスパンで減額となった1世帯をモデルとして、現在の世帯構成を新基準と平成30年9月の基準に当てはめて比較をしたところ、実際のところ増額となったという計算になっております。このことから、本市に適用されている基準は、実質的には引き上げの傾向にあると言えます。これは一連の改定が年齢、世帯人数、世帯の人員、居住地域別に見たそれぞれの消費実態による基準見直しにあわせ、基準額のばらつき是正を目的としており、6段階に設定された基準額のうち、本市は最も低い基準額が適用される地域であることによると捉えておるところであります。

生活保護基準の改定は、全て一律に引き下げられているものではないことを御理解いただきたいと思ひますし、このたびの都市部と地方との格差是正が図られた見直しは、むしろ意義があったものと捉えております。

③については、教育委員会でお答えをさせていただきます。

次、3番の御質問にお答えします。

①農業政策について、まずはコメ政策の歴史的な流れを少し振り返りたいと思ひます。

第二次世界大戦中の1942年から約50年以上にわたり日本のコメ政策の根幹をなしてきたのは、皆さんも熟知しております食糧法、いわゆる食糧管理法であります。1993年、平成5年産米の未曾有の不作に伴う緊急輸入の実施やウルグアイラウンド農業合意によるミニマムアクセスの受入れという新たな国際的規律への対応が必要となったことを契機に、1995年（平成7年）にこの食糧法が廃止され、新たに主要食糧法が制定されております。

主要食糧法の下、米の流通は民間流通を基本に、厳格な流通規制が緩和され、政府の役割は備蓄とミニマムアクセスの運営に限定されました。

また、入札を通じてコメ取引の指標となる適正な価格形成を図るため、自主流通米価格形成センターが法律に位置づけられ、これまでの国による全量管理から民間主導の仕組みへと大きく移行していきました。

一方、その後もコメの消費は減少し続け、当時の生産調整の取り組みが行き詰まりつつあったため、消費者、農業者、農業団体、学識者、行政により、1、2年をかけて議論が行われ、その結果、水田農業経営の安定発展、水田の利活用の促進、これらを通じた自給率向上施策への重点化、集中化を図るなどの観点から、2004年（平成16年）からコメ政策改革が実施され、流通については食糧法改正により、計画流通制度が廃止され、原則流通規制が撤廃されております。

この改革では、農業者や地域の主体的判断と創意工夫により、消費者重視、市場重視の需要への対応を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的として2004年（平成16年）より改革の第1ステージとして、国が一律的に転作面積を配分する方式から、販売を基礎として作る数量を配分する方式に転換されております。また、第2次ステージとしては、2007年産（平成19年産）から、国などから提供される需給に関する情報や市場シグナルをもとに、農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへと移行されております。そして現在は、農業経営体が、自らの経営判断に基づいて作物を選択できる環境整備を推進するため、コメの直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分を2018年産（平成30年産）から廃止してコメ政策の改革を着実に進めているというのが

現状であります。こうしたことから、農地集積による基盤整備や団地化、集団化、法人化等の組織化によるコスト削減を推進し、市場の動向を重視し、コメに限らず需要に応じた農産物の生産を推進するものと認識をしております。

しかしながら、大規模農家だけで地域農業は維持できないことも十分に理解をしております。そこで、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等による非農家も含めた共同活動のため池、農道、水路の維持管理等、農村地域の維持、継続、発展も推進しているものと理解をしております。

続いて、3-②に移ります。

関係者の方々、御存じのことと思いますが、コメの需要は年々減少し続けて、全国平均で毎年約10万トン減少しているといわれています。その中で秋田県では、確実な需要をつかむため、播種前に書面による事前契約を推進し、確実に売れるコメの生産を推進しております。

秋田県農業再生協議会では、令和2年度の総括として、事前契約の早期締結と事前契約締結状況に基づく非主食米への振り分けを定め、集荷業者等に対し、個別訪問等による働きかけを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、需給の見通しが不透明な状況の中で事前契約率は前年並みを維持したことに加え、価格の取り決めも含む契約率は前年を若干上回っており、集荷業者等の取り組みが進んだことによるものと思っております。

また、2年目を迎えた事前契約の締結状況に基づく非主食用米への振り分けについては、国による取り組み計画申請期限の二度にわたる延長に伴い、8月下旬までの働きかけを行い、振り分け数量は少量にとどまったものの、販売計画の見直しと事前契約の積み上げにより、事前契約率は目標の8割となっております。

一方、県産米の令和2年6月末の在庫量は、前年から2万トン増加し、13万トンとなって、適正水準としている12万トンを超過したことに加えて、令和2年産米が作柄に恵まれ、生産量は需要量を2万トン超過したことから、今後、在庫量がさらに膨らむことが見込まれております。今後も厳しい需給状況が続くと予想されることから、価格と需要を安定させていくためには、早期の確実な事前契約を推進し、確かな需要を見きわめながら、非主食用米へ適切に振り分けていくことが重要と考えているところであります。

そこで、令和3年は令和2年産米生産量が需要量を上回る見通しであることから、令和3年6月末の全国在庫量が前年同期より7から12万トン増加する見通しとなっていることもあり、需給が、より緩和することで米価のさらなる下落が懸念されているため、県産米については需要は堅調であるものの2年連続の豊作により、適正水準を3万トン以上超過することが見込まれています。県段階の生産の目安は、そのため、減少すると予測をしております。

また、コロナ禍においては、各産地が需要が低迷している業務用から需要が堅調な家庭用に販売先を切り替えていることが想定されてあります。県産米の8割を家庭用に供給している秋田県は、強い危機感を持ってその状況を注視しているというところであります。このため、県産米の需要を価格の安定に向け、引き続き事前契約を拡大しつつ、備蓄米や飼料用米の増産等、必要に応じて非主

食用米との調整を行うなど、確実な需要に基づいたコメの生産、これを推進することとしています。

このことを踏まえて、にかほ市では、コメの生産については、今後行われるにかほ市農業再生協議会総会にて生産の目安を協議していくこととなります。また、現在のところ価格の低下についての対応は考えておりませんが、今後の国・県の動向及び情報を注視しながら、今後もコメに頼りすぎず、野菜や花卉などを取り入れた複合経営を推進してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、2の③生活保護基準の引き下げによる就学援助への影響についてお答えいたします。

2018年10月以降、就学援助も改訂後の生活保護基準を使って判定を行っております。この間、申請しても認定にならなかった世帯がいくつかありますが、生活保護基準の改訂の影響を受けて認定されなかったケースはありませんでした。

6月議会の一般質問での就学援助に関する御質問が出されており、その際もお答えしておりますが、コロナ禍の状況などを考慮しながら、今後も適切な支援に努めてまいります。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 県内の感染患者はじわりじわりと増えてきておりますが、先ほども中にもありましたが、由利本荘保健所管内の感染者も耳にするようになりました。そして、ここへきて無症状の感染者や年齢も10代から80代まで幅広く感染しておるニュースも連日耳に入っております。

首都圏などの感染者拡大の例などから、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に定期的な検査をすることが大事といわれ、東京世田谷区では老人ホーム入所予定者に検査を実施しているということでもあります。また、高齢者や障害者施設で施設側が検査の必要があると判断した場合、発熱、感染者がいなくても、国の交付金でPCR検査が可能だとする自治体の発言もあります。

このような制度を活用しながら、医療、保育園、学校、学童クラブ、交通機関関係者、県外出張者、希望者が受診できる検査体制の充実、これを早急に図るべきだと私は考えます。体制ができていないとかじゃなくて、体制を作るような努力をするべきだと思います。いかがでしょうか。

また、生活保護の関係では、消費税は社会保障の財源といいつつ、消費税を上げても年金は減る、介護保険料、高齢者医療などに見られるように社会保障負担を増やしております。そして、さらに、さらに増やそうとしております。私は、コロナ禍で失業や営業困難などの生活が圧迫されている時期だからこそ、消費税を引き下げ、生活保護基準は基準を引き上げ、命と暮らしを守る防波堤としての制度を生かせる施策が必要だと考えます。幸い、今回の基準見直しでは、引き下げにあった世帯はないというふうな先ほどの発言でありましたが、この生活保護受給者は、受給できる資格のある者でも日本の場合はもらっていない方々が多い、外国に比べても多いと、そういうふうにいわれております。もっともっと生活保護は生きるための権利だということを周知徹底しながら、そういう困っている人たちが生活保護受給できるような体制をとるべきだと私は思います。そして就学援助も基準を見直しして、今困っている方々、その方々が受給できるように、生活保護基準の1.3、今は、その基準を上げているところもありますし、ぜひそういうような体制をとりながら生活困窮者を手助けするような、暮らしを守ってやるような体制づくりが必要なのではないかというふうに思

います。

それから、農業関係についてですが長々と——失礼、丁寧に説明いただきましたが、水田は国民の食料を生産するばかりでなくて、降雨時のダム効果もあり、農村の景観効果にも寄与しておるといわれております。私たちの生活には、なくてはならないものであります。これまで集落をまたいだ形で道路、水路等の施設の維持、改修に長い間努めてきました。農業政策の変化で、農業にかかわる方が少しずつ少なくなっている今では、農業者以外の方々の協力もいただきながら施設の維持管理をしている状況であります。そのために環境保全の制度というのは大変助かる制度ではありませんが、私は必要なのは、今、農家にとって所得、小規模でも何とか経営をやっているような所得の確保、ここが一番大切などころではないかと思えます。最近では、規模拡大農家でも少々条件の悪い場合は求めない傾向が見えます。このままでは、耕作放棄地が増えるということが容易に考えられます。私は小規模農家でも何とか経営できる所得援助や大規模農家、法人だけでなく、小規模農家が利用可能な援助制度が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 一つ目の再質問ですが、昨日の一般質問でも別の同僚議員の御質問にもお答えしたように、検査体制を確保してでもやるべきだと今お話になりましたが、やはり医師の協力がなければなりません。私ども検査体制をいくら、キットとかを準備するのの予算的なものについて、何ら私どもお金がないからといったお話をしたことは一度もありません。あくまでも検査体制がとれないということが一つの大きなネックとなっているということを昨日も申し上げたところであります。

私どもが、じゃあ検査体制を整えることだけでできるかということではなくて、やはり関係機関の協力がなければできないということなので、特にこの地域はにかほ市のみならず本荘由利地域の一体化の中でやっておりますので、現時点ではなかなか難しいということを御理解いただきたいと思えます。

何か詳細な補足説明があれば、担当の部課長の方でさせます。

二つ目の生活保護の保護基準についての再質問ですが、私自身も生活保護についてはハードルは高くあってはならないというのが私のももとの認識であります。どちらかということ、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませんが、保護対象に出たり入ったりできるような体制というのは、要するにそういう相談体制も含めてあるべきだと思いますし、その適用基準については、地方の基準に従ってやっていきますので、その基準の中でクリアできる、要するに所得、働きながらでも生活保護基準以下であれば、それにプラス生活保護が受給できるよというような、そういう状況に見合った体制の支援のあり方であるべきだというふうには私は思っておりますので、保護基準のみならず、より相談体制をしっかりと相談しやすい、繰り返しになりますが、一定の程度でも出たり入ったりしやすいような仕組みというか仕組みはそうなっていますので、そういう環境づくりが必要だというふうには私は思っています。

三つ目については、長々と説明して説明して大変申しわけございませんでした。確かにおっしゃられるとおり、小規模農家に対する所得援助等についてもあればいいのですが、これは財政上の問

題で、市単独でやるべき問題ではないなというふうに思いますので、国の方の動向を見据えた上でやるということになればお話としてはしやすいなというふうには思いますが、何か担当の方であればお答えいただきたいと思いますが、なければいいです。

●議長（佐藤元君） 答弁、③についてですから、教育長の方からいいですか。教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の再質問にお答えいたします。

その認定基準は、各市町村によってまちまちであります。そのまちまちであるというのはなぜかという、収入の捉え方です。私たちのにかほ市は、収入に対して設定基準を1.2にしておりますが、各市町村は1.2か1.3ぐらいです。でも、1.2と1.3の内容を捉えてみますと、私たちの方の基準の方が、条件の方が、ほかの地区の1.3よりも1.2の方がずっといいです。じゃあ1.3になぜ上げないのかというふうな捉え方ですが、まず、国の生活保護法のそれに従って基準をまず定めていますので、1.2をいくら保護法が下がったとしても、私たちは変える、そういう意図はありません。変えないようにしてやりたいと思います。

それで、私は思います、今、就学援助を申請している人方は、ほとんど女性であります。大体95.7%が女性です。そしてその女性というのは、ほとんど90.1%が離婚者であります。先日この就学援助を申請したお母さんは、生まれて6ヵ月の子どもを抱えての申請でありました。生まれて6ヵ月の赤ちゃんを連れてお母さんは、生活するのは大変です。私たちは、やはりその状況を見ながら、すぐまず申請を許可しますが、でもよく考えてみると、こういうふうなまず親たちを、私たちは就学援助制度でやっぱり支援していく、そして救っていく、そういうことがとても大事なんですが、でもその前に、そういうひとり親にならないようなそういう対策を、やはり私たちは大人として、または親として、家族として、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思います。つまり、夫婦が仲良く一緒に子どもを育てていこうという、そういう姿勢を、やはり子どもたちに見せていく。そうすれば、お父さん、お母さんは、やっぱり仲良く私を育ててくれるんだというのが体の中に染みついて、大人になったときもできるだけ夫婦と一緒に頑張っていくというふうなそういう体制になってくるんじゃないかと、そして、幸せな夫婦とは、幸せな家庭とは、幸せな豊かな家庭とは、それは何かというふうなことをやはり子どもの時から体の中に染みつけさせる。つまり、家族のそういうきずなによって、豊かさによって育てられた子どもは、やはり大人になっても家族を大事にするし、家庭も大事にするし、そういうことがやはり大人になって子どもを産んだ、そして一緒になった、そういうところがだんだん身についていくんじゃないかというふうなこと、そういうことをまず教育委員会としては学校と現場と協力しながら、連携しながら、道徳の時間、または学級活動の時間、保健指導の時間、またはある意味ではそういうふうな色んな社会的なそういう事業の中で子どもたちに教えながら、まず家族のきずなと夫婦で仲良しで頑張るとか、そういう気持ちを育てていく、そして大人になったときに、ある意味ではそういう家族をつくっていくというふうなことを、まず小さいときから身につけていくように大人として頑張っていくべきかというふうにお願ひし、教育委員会も頑張りますのでよろしくお願ひします。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 農業関係の小規模農家でも十分経営が成り立つ補助制度をとい

うこととございます。

現在、議員おっしゃるとおり、地域の荒廃地、それから水路、ため池、そういったところの維持管理につきましては、非農家も含めた多面的機能支払交付金事業を活用していただいて、地域での環境整備、環境維持に努めていただいているところでございます。

またさらに荒廃地を出さないために、中山間地域等直接支払交付金を使って維持管理をしていたという状況の中で、こういった非農家も含めた協働作業を行うことによって、各地域、集落協定の中で、少しずつではありますが、コミュニティの回復というものが図られているというふうに考えているところでございます。そういった中で、当然小規模農家に対しての経営の大変さというものは、地域で共有していることは事実でございます、そういった中、実際はどうであるかということをお考えますと、小規模農家それぞれが単体で農機具等の更新というのは現実的に難しいのが状況であります。そこで現在、市も県、国もそうですけれども、進めているのが集落営農、また、法人化、そういったことの組織化を進めておきまして、基礎体力をつけた上でICTを含む機械化を図っていただきたいというのが方針でございます。併せて複合経営にも取り組んでいただく、そういったことにより農業の衰退を防ぐというのが方針でございますので、紹介させていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 一つ目の検査体制の整備ということについてお答えいたします。

9月定例会のとき、8月末時点で秋田県内の検査能力は200件ということでお答えをしております。県の健康環境センター、秋田市の保健所、二つで70件、それから秋田大学のPCRラボで100件、それから県の保健事業団で30件、合わせて200件の検査能力でありました。その後、県の方で500件まで拡大するということが新聞等で報道されておりますけれども、11月30日現在、秋田県内での一日当たりのPCR検査の検査可能件数ですけれども350件ということでお聞きをしております。最近ですけれども感染者が増えてきて、行政検査が増えていること、それから、市政報告等でも報告しましたけれども、65歳以上の高齢者、基礎疾患の方々の無症状の方のPCR検査、それから企業・団体等の出張者に対する検査等、これは県総合保健事業団ですけれども、こういう検査がだんだん増えてきておりますので、なかなかその検査に空きが出ていないというのが現状ということになります。今後やはりその検査を増やすためには、やっぱり医療機関の方の協力というものが不可欠になってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

●議長（佐藤元君） 13番。

●13番（佐々木春男君） 検査体制が進まない、目標まで達成していないというふうなことのようですが、こういうところを早急に拡充する体制をとっていかないと大変な事態に陥ることも考えておかなければならないのではないかなというふうに思います。そういうことから、ぜひもっともっと強力で拡充に対して力を入れてもらえるように努力していただきたい、こういうふうに思います。

また、教育長さんからは、ひとり親にならないようにみたいな、家庭のきずなを、よく子どもたちに見せるような生活をしてほしいというふうなお話でしたが、好きでひとり親になる者はいないと思いますが、それぞれの事情があつてなるのだと思います。教育長の言うことも分かりますが、

それはそれとしてこっちへ置いといて、現実にはそういう親がいるということ踏まえて、やっぱり救助してやる必要があると思います。そしてまた、そういう仕事にも就けないような状況の家庭であれば、先ほど市長さんが言ったように、生活保護の制度を利用して生活保護を受けなくてもいいようになったらやめればいいと、私もそう思います。そういうふうな体制をとるように、例えば生活保護を受給する場所だけでなく、例えば学校の就学援助の件で来たときに、その話を、内容を伺ったら、例えば生活保護もありますよみたいなそういう、一つの課所だけじゃなくて組織全体といますか、そういうふうな援助というか周知というか、そういうものも考えて生活保護にたどり着けるような、そういう体制というものが必要だと思います。

それから、農業関係ですが、小規模農家では農機具などの単体での購入は難しいだろうから、組織化して法人などを作って経営をやっている方がというふうなお話でもありますが、最近の傾向では、非農家の方々からも協力を得ながら維持管理しているわけですが、その経営すること自体が、耕作すること自体が困難になってきている法人も見受けられます。大変由々しき事態だと思います。これもやはり市の農政が悪いということじゃなくて、国の政策が悪い、私は悪いとはっきり言います。そこだと思います。何とか国の悪い政策の中でも、何とかかんとか農家が生きていけるような、そういう援助というものが私は必要だと思います。

何回も繰り返すようですが、今般のコロナの起こした災いで病院再編と病床数の問題、あるいは保健所の減少とスタッフの不足、あるいは少人数学級のよさ、コメを巡る問題など、効率主義的政策の矛盾が表面化してきております。国民の、あるいは市民の命と暮らしを守る姿勢と政策が求められていると思います。私は市政が市民の暮らしと命を守る視点から外れているというつもりはありませんが、これからも市民の命と暮らしを守るために、市政に求めていくことを申し上げて質問を終わります。

●議長（佐藤元君） 春男議員、答弁はいいですか。

●13番（佐々木春男君） 答弁を求めているわけではないです。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 私の方で、じゃあ1点だけお答えをさせていただきますが、学校現場、先ほどの教育長のお話もありました。色んな環境があると思います。その中で学校現場では、非常にディープな内容まで子どもたちの相談にのっていただいております、それがやはり行政に届いてきて、いろいろな支援の形へつながっていくという体制にはなっているというふうに考えておりますので、いずれにしろ、何回も申し上げますように、相談する窓口というのは何ぼあってもいいというふうに私は考えておりますから、できるだけ社会において苦しい人たちを支援できるような体制である行政を目指して頑張っていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時休憩します。再開を2時とします。

午後1時51分 休 憩

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、6番齋藤進議員の一般質問を許します。6番。

【6番（齋藤進君）登壇】

●6番（齋藤進君） 12月議会、一般質問最後となります。私は、ウィズコロナの対策について幾つか伺いたいと思います。

ウィズコロナの現在、コロナの悪影響は多くの産業や分野に及んでいます。その中で、にかほ市がとるべきと考える対策や施策をいくつか提案していきたいと思いますので、市長の見解を伺いたいと思います。

初めに、飲食を伴う事業者への対策についてです。

新型コロナウイルス感染症が上陸して1年が経とうとしています。未だ終息のめどは立たず、拡大と落ち着きの波を繰り返し、11月に入り国内で一日当たりの感染者が過去最大となる2,000人を超えるなど、「第3波」の様相が鮮明になったと報道されました。11月18日時点での秋田県の感染者は全国で鳥取に次いで2番目に少ない73人でした。岩手県も、その時点では二桁台を維持していましたが、今朝の新聞では秋田県と鳥取県はまだ二桁台ですが、89人、59人、増えております。岩手県にあっては200人を超えて204名と、今朝、数字が出ていました。

また、ここに来て、いわゆる感染拡大に歯止めがかからない状況が続いております。感染者の多い自治体も、さらなる対策を打ち始めています。

また、「第3波」は、都市圏では飲食を伴う歓楽街を中心に感染が拡大しており、放置すればさらに急速な感染拡大が起きると懸念が強まっていると報じられました。経済の好循環と感染拡大の防止、いわゆるアクセルとブレーキの両立を図っていくには、どのような対策を打っていけば良いのか。

にかほ市では、いの一に飲食店等緊急支援給付金として各店へ一律30万円を給付し、第2弾としてテイクアウト等消費還元事業、さらには、事業継続応援給付金として売り上げに対して20%以上落ち込んだ事業者に対して20万円を給付、この3事業を合わせると2億4,215万5,000円に及びます。しかし、ウィズコロナ対策として考えると、さらなる対策が必要ではないか。コロナ対策は、宿泊や飲食を伴う事業者への対策のみならず、これまで地方創生臨時交付金の交付対象限度額の5億8,405万8,000円を超えて5億9,059万9,000円が捻出されています。安全で安心できる飲食が可能になれば、経済と感染防止の両立につながっていきます。

その対策として大仙市では、全飲食店に対してコロナ感染防止対策に必要な資材の購入費などに充てる費用として、1店舗当たり10万円、2店舗以上は20万円を支給する対策を講じています。にかほ市でも年末年始の消費活性化事業として、市民1人当たり3,000円、総額で7,919万8,000円の事業を実施することとしていますが、前述のように第3波の警戒感からくる不安により、自粛の動きが高まれば7,916万8,000円は、飲食店以外に消費される懸念さえ出てきます。

私の目では、もちろん飲食店全てを把握しているわけではありませんが、市内の飲食店のコロナ対策は、決して万全ではないと見ています。つまり、そこには資金不足等、対応したくともできないわけもあるのではないかと見ています。

今、ウィズコロナの今後を考えると、店舗運営もニューノーマルが求められる時代に適応していかななくてはなりません。そこで、にかほ市独自策、飲食を伴う事業者への対策として、消毒や飛沫防止、換気、3密対策の費用の給付を提案します。既に万全の対策済みの事業者には、対策に要した費用の領収証による対応など、これから実施する事業者には、見積書や領収証による対応、一律給付や限度額を設定してもよいのかなというふうにも思います。国のコロナ対応地方創生臨時交付金は、既に私たちがもらった資料におきますと、使途済みですので財源にはならないかもしれませんが、その対策は急がれると考えます。市長の見解をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の(1)の御質問ですが、飲食を伴う事業者への対策として、消毒、換気、飛沫防止、3密対策の費用の給付についてですが、齋藤議員の御質問にもありましたように、新型コロナウイルスが再び感染拡大する中で会食などの機会が増える年末を迎えるにあたり、飲食店を利用する客の側の高い意識と店側の確実な感染予防対策が求められていることは言うまでもありません。

飲食店側の対策については、内閣官房から出された業種別ガイドラインに示されたとおり、それぞれの店舗の実情に合った相違工夫をしていただくとあり、高額な資材を購入しなくとも、お金をかけずに取り組めることもあることから、まずはそれぞれの店舗で高い意識を持った対応をお願いしたいと思っております。

議員の御質問の中にもありました大仙市が行っている飲食店を対象にした感染防止対策に充てる費用の支給についてですが、直接大仙市の担当部署に確認をしたところ、感染防止資材の購入費に対する補助ではなく、市内の飲食店に対し、1事業所当たり10万円、飲食店を二つ以上所有する場合は20万円を一律給付するもので、その使途は問わないとのものでありました。よって、感染防止対策を講じた上で事業継続を応援しますとのメッセージが込められた応援給付金というものと同一であるというふうに認識をしております。にかほ市が今年5月から6月にかけて市内飲食店129店舗を対象に一律30万円を給付したにかほ市飲食店等緊急支援給付金と同様の趣旨だというふうに理解しております。

参考までに、にかほ市飲食店等緊急支援給付金を給付した129店舗に対して、商工政策課ではアンケートを実施しております。現在のところ91店舗より回答をいただいておりますが、給付金の使途について尋ねた項目では、26%に当たる24店舗より感染予防のための費用に充てたとの回答があります。このことから、既に交付したにかほ市の給付金制度も感染予防対策に一定の成果を上げたものと理解をしております。

なお、秋田県内13市の中で感染防止対策の資材購入や設置に直接補助を行っているのは、内容、要件はさまざまですが、6市ほどあります。その他の自治体でもにかほ市のように給付金の

形で支援をしているところもありますので、その点は押さえておいていただきたいと思います。

コロナウイルス対策では、他の自治体の取り組みでモデルとなり得る良い施策については、これまで同様、参考にして取り入れてまいりたいと考えておりますが、にかほ市がこれまで行ってきた施策の成果やバランスなどにも一定の配慮は必要と考えております。また、参考までに、商工会が窓口となって申請の支援を行っております国の小規模事業者持続化補助金は、現在、市内で14事業所が対象となっており、空気清浄器やエアコンや次亜塩素酸精製装置の導入をしている事業者もあるとのことですので、今ある国の施策の有効活用も促してまいりたいと考えております。

冒頭で申し上げましたが、飲食店での感染予防対策は、まずは利用する側、店舗の側の双方が自ら高い意識を持って取り組んでいただきたいと思いますと考えております。その上で、万一、今後さらに差し迫る状況と判断した場合には、議員の質問にもありましたような提案も含めて適時適策で検討していきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） 再質問したいと思います。いの一番に給付した30万円、それは本当に飲食店の方、助かったというふうに私も聞きました。しかし、ウィズコロナ、先ほどもお話したように、今後その30万円というお金は一時的には助かったんだけど、もういまやうちの店は正月までもたない、もう辞めなくちゃいけないとまで、そういう悲痛な声を上げている店の方も現実おります。ですから、そういう方々を救うために新しい手を打ってほしいなということで私が提案したところ

です。

また、昨日のにかほ市新型コロナ感染症対策本部、会議録第19回の資料の中を見たところ、1ページの(2)その他各部からの報告等というところで、総務部から出されているものなんですけれども、職員互助会の親睦会支援費を創設したので、各課などにおいて感染防止対策を実施している市内店舗で実施し、請求することということが書かれています。この中でうたわれている感染防止対策を実施している店の「実施」というのは、どのような解釈をしているのでしょうか。伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 対策本部の会議資料からの御質問でありますけれども、総務部からの報告では、職員互助会によって職員の皆さんに年末年始、感染予防対策をしっかりしながら飲食店の利用等を図っていただきたいということの申出、報告がその内容であります。その感染予防対策がしっかり行われているということについては、やはり3密を回避する、窓を開ける、あるいは消毒液がある等の内容になるかなというふうに思っておりますが、その内容の充実性をどこまでのハードルにするのかということについては、ちょっと私の方から申し上げられませんが、そこら辺については当然のことながら先ほども申し上げましたように、利用する側、私たちの方もきちんとした感染予防対策をとりますし、相手方、店舗側においてもきちんとした消毒液を準備していただいたり、あるいは中には、なくてもいいんですけども非接触型の体温計等を準備したりというような内容、あと、店舗の換気を順次行っていたりとかいうような、あるいはテーブルの椅子を間引いたりとかいうようなことに取り組まれているところについての、そういう店舗を中心に利用をできるようにしていただきたいというようなことをこの報告の中でしているというところでもあります。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） ただいまの説明いただきましたけれども、店舗というのは、持ち家の店舗もありますし、また、借家式に借りている店舗もあるわけです。そういうことを考えると、例えば密閉、窓が無い環境の飲食店もあると思います。そういう場合、換気できる環境を整えなくてはなりません。そうなったときに、持ち家の場合は対策として動きやすいんでしょうけども、やはり家賃を納めて借りているという環境なれば、そういうこともなかなか難しくなってくるのかなというふうに思います。この店はできて、この店はできないという部分もあるので、やっぱり市のその飲食の活性化をしていくには、全体的にそういう状況を踏まえて、そしてやっぱりそれなりの対策に対する市としての、町としての支援といいますか応援、これはやっぱり欠かせないものじゃないのかなというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 支援の形態ですが、先ほども答弁させていただいたように、応援給付金の中には感染症予防対策についても当然とられることについて想定をしておりましたし、今、議員がおっしゃるように飲食店だけへの支援をするというわけにも、また今後はいかなくなってくるということもあります。これまで新型コロナウイルスのこのコロナ禍が始まってから1年弱の間を経ている中で、いろいろと各店舗ともできる範囲内で改善、感染予防対策をしているところでありますので、これまでの支援に基づいて当然やっていただいているところについては、それを私どもは了とさせていただいていますし、これからさらに追加で予算をとってやるとなると、なかなかコンセンサスを得づらいのではないかなというふうに私は感じております。先ほどの御質問の中で、年末年始のこのにかほっぺんクーポンについても、飲食店以外のところで使われてしまうことを懸念されておりましたが、むしろ飲食店以外の方々についても同様にこの商品券が活用されることが、本来望ましいと私は考えておりますので、それについてはちょっと私と認識が違うというふうにお話をさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） 今の問題に対して、適時適策というお話ありましたが、状況に応じては対応を考えてもらいたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

先ほど、前議員からも農業の話がありまして、共通する部分もあるかもしれませんが、お願いいたします。

第一次産業、農業についてであります。

新型コロナ感染拡大が全世界に広がり、いわゆるパンデミックによるロックダウンにより海外との交流も閉ざされ、インバウンドによる外食産業は皆無の状況に陥りました。国内消費も同様に落ち込んだことや、2020年産米がやや良で推移したことなどにより、コメの在庫量が増しました。

発表される時期等で多少数字が変わっているようですが、農水省が示した2021年産の適正生産量は679万トンで、2020年産の735万トンに比べると56万トン減少する計算になります。面積に換算すると約10万haで、減産量は秋田県全体よりも多く、新潟県全体に及ぶほどであるということです。

作付面積では秋田県が2020年の実績で7万5,300haなので、日本全体では、それをはるかに上回る面積が、作付け不能になる計算になります。

秋田県の2021年生産目安は前年比3.7%、約1万5,000トン減の39万トンで、生産目安の設定を始めた2018年以降で最小となるということ。作付面積は2020年目安7万680ha、実質で7万5,300haに対して6万7,826haで、目安に比較すると4%減、2,854haとなります。

にかほ市の2020年の作付面積は1,748haなので、4%減となると約70haで作付けができなくなるという計算になります。秋田県の各市町村に対する配分は今後示されると思いますが、コメ農家の減収減益は免れない状況にあります。担い手不足の高齢化した中において、中山間地域の農業に与える打撃は大変大きいものがあります。一番の懸念は耕作放棄地の拡大にあります。一度荒らした農地を元のようにするには、数倍もの費用と時間が要します。

市では実効性のある水田フル活用ビジョンなどとして、コメに頼らない大豆、野菜、花きなどの栽培による複合経営の導入を推し進めていますが、現状、湿田が多く、なかなか畑作転換が進んでいません。また、最近荒廃した農地が顕著になってきています。荒廃した農地が点々と広がることによって、その周辺のは場への水路が装工化されていない場合には、作付けしているほ場への給水へも大きな影響を来すこととなります。また、ほ場と水路は大雨等に対してダムと排水の大きな役割をも果たしています。そのような機能を失うことによって大きな災害の発生にもつながることが懸念されます。

横井時敬の言葉にあるように「土に立つ者は倒れず、土に生きる者は飢えず、土を護る者は滅びず」ではないでしょうか。

そこで、早期の抜本的な中山間農地のは場整備を進める必要があると提案したい。市長の見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(2)についてお答えをさせていただきますが、ほ場整備の関係について補足説明があれば担当の方でさせていただきます。まず私の方で概略をお答えさせていただきます。

農業を取り巻く状況は、米価の下落、農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大など、中山間地域のみならず深刻な問題となっております。生産条件が平場に比べ不利とされる中山間地域では、それぞれの地域での地域総意のもとに、協定や活動組織を設立し、中山間地域等直接支払交付金、あるいは多面的機能支払交付金の事業を活用して、地域全体で農地や農道、水路等の保全活動に取り組んでおります。それぞれの地域、取り組みに対しては、この場を借りて、私どもは感謝をしているところであります。

御提案のありましたほ場整備については、耕作放棄地の解消や生産性を高める上で有効な手段の一つであります。しかしながら、それだけで問題が解消されるわけではありません。現在、市内で進行中の、あるいは計画中のほ場整備は、10年後、20年後の地域の営農について、地域全体で考え、法人の設立や担い手の確保、高収益作物の導入などを地域の将来像を描き計画し、農地を守り、営

農を継承していくというこの熱意のもとに地域から事業の申出がなされたものであります。

ほ場整備は、行政主導ではなく、地域が主体となって計画することで実現するということは、議員も十分御承知のことだと思いますが、地域の営農について地域全体で考え、将来像を描き、熱意のある声が上がりましたら、私ども行政は全面的に応援をしていくというスタンスであります。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） ただいまは、力強いお話ありがとうございます。担い手がだんだん少なくなっていく、そうすると中山間地域だとか多面的機能のその予算があっても、実際は現場で仕事する人はだんだん減っていくわけですから、ですから、やはり機能を高めて生産性を高めるためには、抜本的なやっぱりほ場整備に手をかけていかないと、単なる理想と絵に描いた餅みたいな堂々巡りだけが回って行って、現実が打開されないというふうに強く思いますので、そういう熱意のある人、そういう担い手として農業に頑張ろうとする、そういう若者を集めて、そういうものに取り組むようなそういう窓口というか、そういうものを市の方で推し進めていただければなというふうに思います。

それでは、最後になりますけども、ウィズコロナでの「地域コミュニティ」について伺います。

今、社会は、新型コロナウイルスに向かい合う必要に迫られています。だが、コロナ禍にいる人々を自閉させ、社会全体を閉塞感に落とし込んでいます。ある評論家は、コロナ禍における非接触時代に警鐘を鳴らしています。非接触と消毒文化が腸内や皮膚に常在する細菌叢を脆弱化させて、免疫システムの鍛錬が失われ、遠くない将来、人類がまた新たな感染症の蔓延に見舞われないかと危惧をするというのです。

動物は集団化することによって、皮膚接触や口腔からの飛沫感染や互いの排泄物の付着など接触率が上がります。つまり、互いの接触が活発になると腸内で細菌叢が多様化し、すると腸内の常在微生物は免疫システムの鍛錬を促し、これによって日和見感染症——免疫力が低下することによって起こる感染症や病気のことですが、それから保護されるというのです。いわゆる抵抗力が生じ、代謝や栄養素の合成が促進されるというのであります。

しかし、小集団化すると逆なことが起こり、腸内細菌叢はやせ細り脆弱化するというのです。昨今は抗菌環境下に置かれ、抵抗力を失い、日和見感染症に見舞われやすくなっているといっています。今、まさにここ1年近くにわたって各自治会やそれぞれのサークルなど、さまざまな会合が3密を避けるあまりに自粛され、この非接触社会、コミュニティ事業の自粛でさらに懸念されるのは、この状態が将来も人々の間に日常化する可能性があるというのです。抵抗力をつけるには、リモートやテレワークだけでなく、自然の中に足を運び、土や水や動物、人間と触れあうことが大切であるというのです。

そこで、地域コミュニティ醸成のため、これまで市ではさまざまな補助を行ってきています。これまでの取り組みを無駄にしない、そういうことも含めて、自治会館等の感染症対策に対する助成を提案します。また、活動自粛による補助金の取り扱いと今後のコミュニティ醸成の対策方針とあわせて市長の見解をお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の御質問にお答えさせていただきます。

にかほ市のコミュニティ活動に関する助成の対象に自治会等を含む制度として例を挙げますと、まず一つは集会施設整備補助金、二つに、夢いきいき21マイタウン事業補助金、三つに、自主防災組織育成補助金、四つに、ごみステーションや児童遊園地整備補助金、五つに、集落サロン事業委託金など、このほかにもいくつかのメニューを設けております。

また、単一の自治会から拡大して旧小学校区を単位とした活動への交付金制度としては、皆さん御存じの地域振興交付金を設け、地域コミュニティの増進、連携の強化、地域力の向上などによる活力ある地域づくりに役立てていただいております。

しかしながら、令和2年度における自治会等地域の活動、年中行事や当たり前に行われてきた歴史あるいは伝統行事、民俗行事は、コロナ禍にあっては中止、あるいは規模縮小などとする判断をせざるを得ない、そんなような状況が引き続き続いているという状態にあります。そのため、予算の面では、地域振興交付金等を活用したイベント開催事業が中止、あるいは規模縮小と判断された地域について、今後も開催実施が見込めない地域分については、12月補正、予算補正で相当の予算を減額する取り扱いをさせていただいております。

また今後、コミュニティ醸成の対策方針としての私の考え方についてですが、コミュニティの醸成増進を図っていくのは、あくまでも自治会等が自発的に行動する、活動を行うことによって作り上げられる、高まっていくと思っています。この基本的な考え方、これを踏まえて自治会等には感染を引き起こしやすい条件や新しい生活様式などの政府が示している情報を十分に理解するとともに、しっかりとした感染予防対策を施した上でとの条件付きとはなりますが、可能な限りいろいろな地域のイベントを開催していただくことが地域コミュニティの高まり、地域の活力向上につながると思っております。まずは活動を実施する方向で検討から判断していただきたいものと思っております。しかしながら、自治会等活動の実施を判断する際には、日々動きのある全国的な、あるいは県内隣接県などにおける感染者の状況を含むさまざまな情報、これは大切ですし、総合的な観点から判断することがとても大切であります。ましてや冬場を迎え、コロナウイルス感染者も増加しておりますし、インフルエンザの流行期にも入っておりますので、より慎重な判断が求められます。市としても判断の材料として提供できる情報は、速やかに提供してまいりたいと思っております。

また、自治会等活動を実施する上で対策を講じるための感染予防グッズ類、例えばマスクや消毒、仕切り用パーティションなどの準備や整備に関しては、現行制度で2分の1補助の夢いきいき21マイタウン事業を活用していただきたいと思いますし、制度の拡充も検討させていただきたいと思っております。

なお、この事業に係る予算については、減額することではなく、年度当初に措置した予算規模を未だに確保させていただいております。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） ただいま、市でいろいろな補助を行っている事業、紹介いただきました。今回の12月議会の中にある総務費の中で、地域振興交付金がマイナス631万4,000円と補正されております。

す。この中身分かりましたら御紹介いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 手元に詳しい数字の資料がございませんので、詳しい数字の報告はできかねます。ただ、ほとんどの地域振興交付金を使った事業がとりやめになったところが数箇所、あと、縮小をした形でかなり小規模に行ったところが数箇所、こういった状況の中で、合わせてこの631万3,000円という減額をしているところでございます。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） そうすれば、全ての振興協議会から変更や縮小というふうにして上がってきたということですか。まだ報告されていない振興事業もあるということですかね。

●議長（佐藤元君） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（佐藤喜仁君） では、お答えをいたします。数字的なところは手元に資料ございませんので申し上げられませんが、各地域の今年度の状況につきましては、平沢地域、金浦地域、象潟地域、上浜地域につきましては、ほぼ事業を組り止めしております。そのほかの地域につきましては、規模を縮小しての活動ということで今年度は申請を受け付けて、そのように活動がなされております。以上です。

●議長（佐藤元君） 6番。

●6番（齋藤進君） 了解しました。これで質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで6番齋藤進議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時41分 散 会

---

